

# 令和4年第1回川西町 議会定例会会議録

令和4年3月7日 月曜日 午前9時30分開議

議長 鈴木幸廣 副議長 伊藤寿郎

## 出席議員（13名）

1番 井上晃一君	2番 遠藤明子君
3番 渡部秀一君	4番 寒河江司君
5番 吉村徹君	6番 島貫偕君
7番 伊藤進君	8番 神村建二君
9番 橋本欣一君	10番 淀秀夫君
11番 高橋輝行君	13番 伊藤寿郎君
14番 鈴木幸廣君	

## 欠席議員（0名）

### 説明のため出席した者

町長 原田俊二君	副町長 山口俊昭君
教育長 小野庄士君	総務課長 大滝治則君
安全安心課長 後藤哲雄君	財政課長 坂野成昭君
まちづくり課長 針生富雄君	政策推進課長 遠藤準一君
住民課長 近祐子君	福祉介護課長 原田智和君
産業振興課長 井上憲也君	農地林務課長 ・農業委員会 事務局長 内谷新悟君
地域整備課長 奥村正隆君	会計管理者・ 税務会計課長 有坂強志君
教育文化課長 安部博之君	農業委員会 会長 大沼藤一君
監査委員 島貫憲明君	財政主幹 中山宗隆君

健康子育て  
調整主幹 鈴木浩之君

事務局職員出席者

議会事務局長 緒形信彦

事務局長補佐 大友勝治

主 査 高橋利幸

議事日程（第2号）

令和4年3月7日 月曜日 午前9時30分開議

日程第 1 一般質問

1. 神村建二君
2. 吉村 徹君
3. 渡部秀一君
4. 橋本欣一君
5. 高橋輝行君

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

◎開議の宣告

○議長 全員ご起立願います。おはようございます。ご着席願います。

本日の会議に欠席通告のあった方はございません。

定足数に達しておりますので、これより令和4年第1回川西町議会定例会第4日目の会議を開きます。

(午前 9時30分)

---

◎議事日程の報告

○議長 議事日程につきましては、お手元に配付しておきました印刷物のとおりであります。

地方自治法第121条の規定により、町長並びに教育委員会教育長、農業委員会会長及び監査委員の出席を求めています。

---

◎一般質問

○議長 日程第1、一般質問を行います。

一般質問を通告された方は5名であります。

発言順位により発言を許します。

第1順位の8番神村建二君は質問席にお着きください。

第1順位、神村建二君。

(8番 神村建二君 登壇)

○8番 おはようございます。

まず、冒頭にですが、新型コロナの感染の終息が、まだ終息されていない中で、ロシアによるウクライナへの侵攻が行われました。世界の政治・経済に大きな打撃を与えております。

ロシアの蛮行は決して許されるものではありません。亡くなられた犠牲者の方に、謹んで哀悼の念を表します。このような状況が一日も早く収束することを願いたいものであります。

さて、今回は、先に通告してありますように、3つのテーマについて質問をいたします。

まず1つ目、置賜定住自立圏構想のその後について。

置賜地域3市5町による置賜定住自立圏構想については、過去において一度質問をした経緯がありますが、その後の推移を含め、再度質問をいたします。

定住自立圏構想は、言うまでもなく、地方の人口減少が進む中、生活圏を同じくする近隣

の市町村が相互に役割分担し、圏域全体で生活に必要な機能を確保し、住みやすい地域社会を形成するものである。

県内でも、山形市を中心とした山形市圏域（山形市、天童市、山辺町、中山町）、鶴岡市を中心とした庄内南部圏域（鶴岡市、三川町、庄内町）、酒田市を中心とした庄内北部圏域（酒田市、三川町、庄内町、遊佐町）、新庄市を中心とした新庄最上圏域（新庄市、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村）等があり、取組が進められているものである。

置賜定住自立圏域においても、米沢市と置賜2市5町が定住自立圏形成協定を締結し、定住自立圏共生ビジョンを策定して、連携の事業を進めていくことになっている。具体的な連携の事例としては、生活機能の強化として休日診療所、子育て、高齢者福祉、介護、医師派遣など、ネットワークの強化として公共交通のネットワーク化、生活道路の整備、広域観光、空き家バンクなど、マネジメント能力の強化として合同研修、職員交流、外部人材の確保などが挙げられている。

国の財政支援も行われており、包括的財政措置として中心市に8,500万円程度、連携市町村に1,500万円程度（1市町）が支援される。また、医療・福祉・産業振興・公共交通分野については、地域活性化事業債が充当される。

このように、一定の人口規模を有する中心市（5万人程度以上）と生活や経済面で関わり  
の深い圏域の市町村が連携強化することにより、地方への定住促進を目指した制度である。

以下について伺います。

- ①置賜定住自立圏構想の進捗はどのようになっているか。
- ②定住自立圏形成協定は締結されているか。
- ③定住自立圏共生ビジョンは策定されているか。
- ④今後の展望は。

次に、2つ目ですが、DX（デジタルトランスフォーメーション）取組の現況は。

デジタル変革（デジタルトランスフォーメーション、DX）という言葉が近年散見されるようになった。特に、自治体のデジタル変革が叫ばれるようになり、その背景として、人口減少等の社会環境の変化。少子高齢化により国も地方も財源が厳しくなり、かつての人・物・金を投じるやり方では課題解決が困難になった。多様化する価値観等の住民ニーズの多様化。価値観の多様化の中で、住民と画一的な行政のミスマッチが生じやすく、デジタル技術の活用で個別対応が期待できる。デジタル技術の利用費用の激減化。かつてのスーパーコ

コンピューターの演算技術が、現在のパソコンやスマートフォン技術と同レベルとなり、誰でも使えるようになった、が影響していると言われている。

令和3年9月の議会において、橋本議員からDX推進についての一般質問が行われ、本町のデジタル変革の現状について、町から、川西町自治体DXアクションプランを策定中であり、速やかに策定作業を進めていくとの説明があった。また、コンピューター上の作業を自動化するロボティック・プロセス・オートメーションは、他の業務への拡大に取り組んでいるとの説明を受けた。

これらの進捗状況を含め、今回、質問の切り口も多少変えて、改めてDXの現状についてお聞きしたい。

山形県においても、2022年度新予算案について、大きな取組の中にデジタル技術の導入を加速させる事業に力を入れることを発表した。報道によると、具体的にオンライン診療の後押し、児童相談所の業務にAI（人工知能）を活用、学校のICT（情報通信技術）運用等が盛り込まれている。いわゆるデジタル変革（DX）への果敢な取組を想定したものと言える。

DX（デジタルトランスフォーメーション）の定義としては、DXの概念を提唱したスウェーデンのエリック・ストルターマンが、デジタル技術で人々の生活や人生を豊かにするということを唱えたとされており、自治体のデジタル変革とは、自治体がデジタル技術を活用して、住民本位の行政、地域、社会を実現するアプローチであると言われている。

①本町においてもDX推進の組織が設けられ、戦略的にデジタル変革に取り組む体制が整いつつあるが、川西町自治体DXアクションプラン策定の進捗を含めた現状と展望について伺います。

②デジタル変革の前提となるものとして、業務の可視化、情報のデータ化、業務のICT化等は重要な要素であると言われているが、これらの状況はどうか、伺います。

③DX推進上の課題は何か、伺います。

3つ目、再生可能エネルギー発電の自給自足の展望と課題は。

本町は、町の再生可能エネルギー導入に向け、2020年12月に「川西町ゼロカーボンシティ宣言」を表明した。2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指して、取組を進めることとした。

このような中、エネルギーの地産地消を目指す公益事業、「おきたま新電力株式会社」がこのほど発足したと、過日の新聞で報道された。2019年から長井市が中心になり、国の補助

金を活用して電力の完全自給自足・置賜自給圏構想モデル事業が実施され、調査研究されてきたものである。

2021年に入り、公益事業として、地元企業11社が出資し設立された。出資企業がそれぞれ発電した電気を新会社が買い取り、置賜3市5町に販売し、公共施設で使うことにより地域経済の好循環を目指し、低炭素化も図るものとする。

試算では、置賜地方3市5町各自治体の年間消費電力使用量の半分を新電力に切り替えてもらえると経営基盤が安定するとし、各自治体と協議中としている。

①おきたま新電力株式会社について、本町の関わりと展望について伺います。

②再生可能エネルギーの一つである大規模太陽光発電は、民間企業により町内2か所（玉庭地区、東沢地区）に整備されているが、これの現状評価について伺います。

以上であります。

○議長 町長原田俊二君。

（町長 原田俊二君 登壇）

○町長 神村建二議員のご質問にお答えいたします。

初めに、置賜定住自立圏構想のその後について。

置賜定住自立圏構想の進捗はどのようになっているかについてであります。人口減少と少子高齢化が急速に進む中、地域の活性化と持続的な発展を図るためには、単独自治体での事業展開には限界があることから、広域連携による効率的、効果的な行政運営が求められております。

置賜圏域においては、米沢市が中心となり圏域2市5町が相互に連携・協力することにより、圏域全体で必要な生活機能等の確保と地域課題の解決を図り、暮らしやすく活力ある圏域の創造を推進するため、令和元年度に置賜定住自立圏共生ビジョンを策定しながら、生活機能の強化、結びつきやネットワークの強化、圏域マネジメント能力の強化の政策分野で、医療、福祉、教育など10分野14項目の取組を進めております。

具体的な取組を進めるに当たっては、市町長により構成される置賜定住自立圏推進協議会や、各市町の関係者等から構成される置賜定住自立圏共生ビジョン懇談会等において、情報共有を図りながら幅広く意見を聴取し、検証、検討を行っております。

現在の圏域全体の取組としては、置賜成年後見人センター（仮称）の令和4年度の設立に向けた検討を行ってきたほか、米沢牛の振興を図るため、各構成市町において生産基盤の強化に努めてまいりました。また、広域観光の推進に向け、道の駅米沢総合観光案内所の運営

を通じた情報発信や、まちナビカードの発行などの取組を行い、地域内周遊の促進を図ってまいりました。

本町においては、地域医療体制の充実に係る平日夜間・休日における診療体制の充実や、病児保育事業、一時預り事業の子育て支援の充実における広域的利用の体制整備に取り組んでおります。

また、特産農産物等消費流通拡大事業のほか、有害鳥獣対策の広域的対応の検討に当たってまいりました。加えて、山形おきたま観光協議会による観光プロモーションの実施、長井市等とともに、再生可能エネルギーの利用促進に向けて取り組んでまいりました。

置賜の中央に位置し、3次医療を担う公立置賜総合病院が存在する本町として、交通ネットワーク等の維持・整備に係る諸事業、そして移住・定住等の視点を持った婚活支援事業についても、圏域の広域的な情報交換の場を活用する取組等に参画しているところであります。

次に、定住自立圏協定は締結されているかについてであります。国が定める定住自立圏推進要綱により、定住自立圏の形成に当たっては、連携の核となる中心市が、圏域として必要な生活機能の確保に関して、中心的な役割を担う意思を明らかにする「中心市宣言」と、中心市と近接し、経済、社会、文化または住民生活等において密接な関係を有する自治体とが定住自立圏形成協定を締結することが必要とされております。

このため、置賜定住自立圏においては、平成30年2月26日に米沢市が「中心市宣言」を行い、本町では同年6月19日に置賜定住自立圏の形成に関する協定について議会の議決を得て、6月29日に米沢市と近隣の2市5町との間で置賜定住自立圏形成協定が締結されております。

次に、定住自立圏共生ビジョンは策定されているかについてであります。平成30年6月に締結された置賜定住自立圏形成協定に基づき、協定を締結した構成市町の関係者等で構成する置賜定住自立圏共生ビジョン懇談会において検討を重ね、平成31年3月に令和5年度までの5年間の計画期間とする置賜定住自立圏共生ビジョンが策定され、置賜地域における定住自立圏の将来像やその実現のために、圏域内の市町が連携して推進する具体的な取組内容が示されております。

この共生ビジョンは、必要に応じて所要の変更を行うことができるとされ、事業の拡大に合わせて、これまで4次にわたり改正されてまいりました。令和元年11月に養護老人ホームの整備に関し、南陽やすらぎ荘の整備・改修をビジョンに加え、令和2年3月に観光施設の整備を新たに追加し、旧長井小学校第一校舎の外構整備と「再生可能エネルギーの地産地消に係る各市町の連携を進めること」等の改正を行いました。

また、令和3年6月には旧長井小学校に係る追加整備等の改正、同年11月には観光施設の整備に関し、圏域における産業振興及び観光振興拠点として期待される複合施設タスの施設の一部を長井市が取得することをビジョンに盛り込む改正が行われております。

次に、今後の展望はについてであります。この置賜定住自立圏構想は、構成市町が連携して都市圏への人口流出を防ぐとともに、定住を進めるために形成した圏域であります。その具体的な取組を示す置賜定住自立圏共生ビジョンの圏域の将来像では、令和22年度の圏域全体の将来展望人口を17万2,512人とし、高齢化率を35.5%以下と定め、取組を進めております。

本町において、令和3年度がかわにし未来ビジョン後期基本計画のスタートの年として、後期基本計画と第2期川西町まち・ひと・しごと創生総合戦略を一体的に策定し、人口減少克服と持続的な発展に向けて取り組んでいるところであります。各構成市町においても本町同様に、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、人口減少克服に向けて取り組んでおります。

昨今のコロナ禍により、置賜定住自立圏共生ビジョンに定める各事業推進のためのワークショップ等が開催できず、事業の進捗も思うようにはいかない状況ではあります。本圏域8市町それぞれの独自性を維持しながら地域の魅力を磨き、その上で様々な分野において連携を深め、生活機能の強化、結びつきやネットワークの強化、圏域マネジメント能力の強化の各政策分野における具体的な取組を推進し、住民の暮らしに必要な諸機能を圏域全体で確保し、活力ある圏域の創造に努めてまいります。

本町が圏域に対し求めていく具体的な取組は、広域で進めることが効率的で効果あるものでなければならないと考えており、1つには圏域全体の交通ネットワークの整備推進と公共交通手段の確保、2つに医療連携の拡充、3つに企業立地と雇用創出、4つに再生可能エネルギー導入による電力の自給体制の構築等を推進してまいりたいと考えております。

次に、デジタルトランスフォーメーション取組の現状は。

本町においてもDX推進の組織が設けられ、戦略的にデジタル変革に取り組む体制が整いつつあるが、川西町自治体DXアクションプラン策定の進捗を含めた現状と展望はについてであります。政府は、行政のデジタル化による集中改革を強力に推し進めるため、デジタル・ガバメント実行計画を令和2年12月に閣議決定し、その計画において自治体が重点的に取り組むべき事項を示した自治体デジタルトランスフォーメーション推進計画を策定しました。



本町においても、まちづくりの一つの手法・ツールとしてデジタル化を戦略的に活用していくため、第3次川西町電子自治体基本計画、平成30年度から令和4年度の実行計画として川西町自治体DXアクションプランの策定に向け、取組を進めております。具体的には、各種デジタル化の調査研究や全職員を対象としたDX研修、各種アドバイザー制度活用等、当該アクションプランが本町の自治体DXの道しるべとなるよう、妥当性の検証を行ってまいりました。

しかしながら、平成12年に施行された今日まで続いてきたインターネットに代表される情報通信基盤の整備を主軸とし、高度情報通信ネットワーク社会の実現を目指した高度情報通信ネットワーク社会形成基本法が廃止され、整備された情報インフラ上で先端的な技術等の情報通信技術を用いて、多様かつ大量のデータを適正かつ効果的に活用する社会を目指すデジタル社会形成基本法が令和3年9月から施行されるなど、情報化施策が大きな転換期を迎えております。

このような状況を踏まえ、現在の第3次川西町電子自治体基本計画ではなく、国の新たな施策等を取り入れた本町のDX推進の指針となる（仮称）川西町自治体DX推進計画の策定を進めるとともに、その実行計画としてアクションプランを策定すべきと考えております。

今後の計画策定においては、急激に技術革新が進んでいることから、外部人材からの助言を受けるなど、その実効性を検証しながら、新たな計画及びアクションプランを令和4年度上半期中に策定し、下半期は令和5年度からの実行に向けて準備を進めてまいりたいと考えております。ただし、この準備期間においても、議会と共に取り組んでおりますペーパーレス会議やロボティック・プロセス・オートメーションの導入、拡大等を進めながら、業務の効率化や住民サービスの向上を目指してまいりたいと考えております。

次に、デジタル変革の前提となるものとして、業務の可視化、情報のデータ化、業務のICT化等は重要な要素であるが、状況はどうかについてであります。議員ご指摘の内容は、自治体のDXを支える要素として大変重要であると認識しております。

新たなアクションプランにおいては、業務内容やフロー、組織構造などを根本的に見直し再設計する、いわゆるビジネスプロセス・リエンジニアリングにより、業務の可視化も含めて業務最適化を図るとともに、その他の要素についても新たな計画に反映させてまいります。

次に、DX推進上の課題は何かについてであります。大別すると3つあるものと考えております。

1つ目は、電子化を目的にしないことであると認識しております。さきに述べましたよう

に、DXはまちづくりの一つの手法でありますので、行政に求められる住民ニーズや地域が抱える課題を的確に捉え、その課題解決のために何が必要であるかを精査することが肝要であると考えております。よって、住民中心の行政サービス実現のため、デジタル化の効果を最大限に発揮することができる人材の育成や確保に取り組んでまいります。

2つ目は、費用対効果の見極めと財源確保であると認識しております。DXの推進には費用がかさむことが想定されますので、新たな価値の創造に向けた投資であるかを見極めることが重要であると考えます。また、国の自治体DX推進計画に基づく情報化施策は、社会情勢に沿って適宜実施されますが、そのスピードが速いため、機を逃さず財源を確保することも大切であると認識しております。

3つ目は、情報資産の堅守であります。DXの推進に目を奪われ、情報資産の堅守がないがしろにされてはならないと考えます。コンピューターウイルス等に代表される外部からの脅威や故障、操作ミス等の内部の脅威から情報資産を堅守するため、三大要素である機密性の確保、完全性の確保及びシステムが継続して稼働できる度合いや能力である可能性の確保を図るための各種対策を継続して取り組んでいくことも重要であると考えております。

本町としては、今後も単なる最新技術の導入を目的とせず、真に住民福祉の向上につながるよう、本町の自治体DXを推進してまいりたいと考えております。

次に、再生可能エネルギー発電の自給自足の展望と課題は。

おきたま新電力株式会社について本町の関わりと展望についてであります。本町では置賜地域内の各市町が再生可能エネルギーの活用を図り、補完し、支え合う地域循環共生圏の創造を図り、脱炭素化と地域ビジネスの創出や地域経済の活性化、経済循環の拡大を目指していくべきと考えております。

令和元年度は、環境省の補助事業を活用し、長井市及び一般社団法人置賜自給圏推進機構との連携の下、電力の完全自給自足・置賜自給自足構想モデル事業協議会を発足させ、電力の地産地消及び地域経済の活性化と地域貢献を可能とする会社の設立や運営に向けた可能性調査を実施したところであります。

令和2年度からは、新電力会社の立ち上げについて調査検討を進める一方で、民間主導による関連企業等への説明や賛同者を募る活動が行われ、令和3年8月に、置賜の地域資源を生かし、再生可能エネルギーの地産地消を実現する地域新電力会社「おきたま新電力株式会社」が設立されたところであります。

同社は、置賜地域に拠点を置く民間企業11社、1個人からの出資によって、資本金8,750

万円を造成し、①地域内電力の地産地消と電力の完全自給自足、②地域新電力を起点とした地域課題の解決を主な目的とし、置賜地域内の発電事業者から再生可能エネルギー電力を仕入れし、これを電源として地域内の自治体を主軸としながら、民間企業及び個人に供給する地域新電力会社であります。

また、同社では、電力事業の利益の一部を地域課題の解決に向けた貢献事業により地域に還元していく計画も掲げ、本年6月からの事業開始を目指し、電気事業者登録申請などの諸手続を進めているとお聞きしております。

本町では、かわにし未来ビジョン（第5次総合計画）の分野別目標「『挑戦する』まちをつくる」の施策の柱「多様な仕事を生み出す戦略づくり」において、再生可能エネルギーの利活用を掲げ、令和2年12月に「川西町ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指しております。

ゼロカーボンシティを実現するためには、化石燃料への依存を低減し、環境に優しく、持続可能な再生可能エネルギーへの移行が重要であり、また、その取組を通じ地域産業の活性化を実現したいと考えているところであります。

おきたま新電力株式会社は、本町も参画した協議会で検討された内容に沿って設立されました。本町では、その理念において、再生可能エネルギーの利活用や温暖化対策に貢献する事業者と捉え、本町の公共施設をはじめとし、企業、家庭等の再生可能エネルギー電力の電源として広く活用し、その利益が本町の地域課題の解決に還元されることを期待しております。そして、本町を含む3市5町と同社が連携を築きながら、置賜地域内の電力の自給自足と脱炭素社会の実現を図ってまいりたいと思っております。

次に、再生可能エネルギーの一つである大規模太陽光発電は、民間企業により町内2か所に整備されているが、これらの現状はについてであります。東沢地区の川西ダリヤ太陽光発電所は令和2年11月から商業運転を開始しております。この発電所の令和3年4月1日から令和4年2月1日までの発電量は、2,053万8,200キロワットアワーで、計画上、通年ベースで2,500万キロワットアワー、一般家庭7,000戸相当分ですが、事業者としては順調に稼働していると伺っております。

川西ダリヤ太陽光発電所は、令和2年の稼働から現在まで、事故なく適切な運営がなされており、この間、本町に対する事業連携や東沢地区との交流推進に関する提案など、積極的な地域貢献に向けた姿勢が示されており、本町としても再生可能エネルギーの利活用の視点も含め、今後、連携の可能性について協議を進めてまいりたいと考えております。

現在、整備工事されている玉庭地区の川西町ソーラーパークについては、当初、令和3年12月に完成予定とされておりましたが、コロナ禍の影響により工事が遅れ、工期が令和4年10月まで延長されております。

町としては、今後も安全・安心な施工管理と徹底した感染症対策の実施に向け、継続的に情報交換を行っていくとともに、施設完成後については、当該事業者と地域との関係をよりよいものに発展させ、地域活性化に資する事業活動を展開していただくよう働きかけを行ってまいりたいと考えております。

以上、神村建二議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 神村建二君。

○8番 まず最初に、置賜定住自立圏構想の件でございますが、答弁にありましたように、2つの項目で、まず置賜定住自立圏形成の協定の締結、それから定住自立圏共生ビジョンの策定、これはきちっと行われているということでございまして、特に定住自立圏形成協定は議会で6月29日に議決を得ているということで、私も賛成をしたところでございますが、ここにあって載せてあるのは、町民の方に行政としてこういうことをきちっとやっているんだなという、そういうステップがこのような形で、まずは協定を結ぶと、それからその後にビジョンを策定するということが分かるように、記載をさせていただいたわけでございます。

この2つについては順調に推移をしております、置賜定住自立圏の活性化に向けて順調に進んでいるということが分かりましたが、冒頭で、政策分野で医療、福祉、教育などの10分野14項目について取り組んでいるという答弁をいただきましたが、この14項目の取組の中で、特に成果が上がっているもの、効果があるものについて、あれば伺いたいと思います。

○議長 針生まちづくり課長。

○まちづくり課長 置賜定住自立圏構想を具体的に進めるために、共生ビジョンを策定し、現在に至っているわけでございますが、町長の答弁にもございましたとおり、具体的な進捗、どうなっているかということにつきまして、何点か例を挙げるといたしますと、福祉の分野では置賜成年後見センター、これについては次年度、令和4年度から開所できるような準備を現在進めているという状況でございますし、置賜の地域を代表する産業、生産物でもございます米沢牛の振興を図るため、これは各市町の努力にも、施策にも関係するわけでございますが、それぞれの米沢牛銘柄の振興発展、そのための生産基盤の強化というところはご案内のとおりでございます。

そのほか、広域観光の推進という観点でございますと、答弁したとおりでございますが、

道の駅米沢に開設しております情報発信の拠点を生かした地域内周遊の促進、こうした点に現れていると受け止めてございます。

○議長 神村建二君。

○8番 順調に米沢牛とか成年後見人センターとか、こういうものが計画どおり進んでいるということが分かりました。

それで、1つ、定住自立圏形成の中で、14項目の中に入っているとは思いますが、いわゆるデマンドタクシーの町外への乗り入れ、それから当日予約できる、そういうことが前から町民の要望としてあるんですが、これらのものについての取組の具合とかというものが、もし途中でよろしいですけれども、どういう状況になっているか、伺いたいと思います。

○議長 針生まちづくり課長。

○まちづくり課長 今、ご指摘をいただきました点につきましては、公共交通ネットワーク等の維持、整備等に関する事項でございますが、特にデマンドというお話でございますが、置賜の全体の共通のテーマとして今話し合われている内容を申し上げますと、確かに各市町においては公共交通の確保、その中でデマンド等の乗合型の交通運行をそれぞれ果たしているわけでございますが、中でも、今テーマになって、数度のワーキンググループの中でも議論されている内容といたしましては、公立置賜総合病院へのアクセス、この点について、3市5町それぞれの構成自治体、市町からして、重要なテーマであるということで今、議論をされているところでございます。

本町に限っていえば、公立置賜総合病院は本町内にごございますわけでございますが、本町の公共交通とも言えるデマンド型乗合交通は、そこへのアクセスは十分に図られているというふうに認識しておりますが、各市町においてはどのようにアクセスを確保していくかということで、様々苦労されているというお話がございます。ただ、本町としても意見を申し上げている中では、既存のJRやフラワー長井線、そうした公共交通、既存の公共機関というものの利用拡大もきちんと視野に入れて、そして病院へのアクセスを確保していく必要があるなど、このような話し合いをさせていただいているところでございます。

あと、翻って、本町のデマンド型交通については、内部では議論をさせていただいておりますが、今、ご指摘をいただきました当日予約、そして町外への乗り入れ等の課題については、今現在も議論を継続をしているところでございます。

○議長 神村建二君。

○8番 それから、定住自立圏の資金面でございますが、国のほうから、冒頭で私述べました

けれども、1,500万円ほど、各市町、取組の市町、中心市に至っては8,500万というような国の財政支援があるということでございますが、これについてはどういうふうに、今、利用されているのかどうかですね、伺いたいと思います。

○議長 針生まちづくり課長。

○まちづくり課長 ただいまご指摘をいただきました定住自立圏の取組を進めるための財政的な国からの支援でございますが、特別交付税措置ということで、ご案内のとおり、今ありました中心市については8,500万円、そして近隣自治体については当初1,500万円という特交措置が見込まれておりますが、令和3年度については1,800万円というふうに伺っているところでございます。

この財源の活用でございますが、今日、答弁で申し上げました様々な取組について、10分野14項目ほどございますが、全て、本町が直接的に関わっている事業全てということではございませんけれども、多くの項目で施策、事業が取り組まれておりますから、その中に今申し上げた財源というものを有効に充当させていただいて取組を進めさせていただいている、このようなことでございます。

○議長 神村建二君。

○8番 それで、この14項目につきましては、執行期間というのがありまして、平成31年度から平成35年度というふうな長期にわたるものがありますが、その中で31、32、31年度、5年間ですよ。5年間で終わればいいんですけども、期間内未達というものも当然あると考えられるんですけども、そういったときの、期間内未達についての取組とかそういうものは、ルールというのはあるんでしょうか、自立圏内の中でそういう取り決めというのはあるんでしょうか。

○議長 針生まちづくり課長。

○まちづくり課長 現在運用している内容は、現在の協定に基づき、そして現在の共生ビジョンに基づき取り組んでいるものでございますが、もちろん5年間で定住促進、そしてこの置賜地域が自立し、将来に向けて持続可能な地域が5年間で完結するということではないと考えております。今後の議論とはなりますが、その必要性、そして何を次の課題としていくのか、ここは十分に協議をしながら取り組まれていくものと考えて、認識しておるところでございます。

○議長 神村建二君。

○8番 それでは、次の質問に移ります。

DXでございますが、デジタル変革、これを進める上で、最も取り組みやすいのはテレワーク、それからオンライン会議、これの導入だというふうに言われておりますけれども、テレワーク、それからオンラインの本町での現状はどのようになっているか、伺いたいと思っておりますけれども、進み具合ですね。

○議長 大滝総務課長。

○総務課長 テレワークとオンラインの現状についてのご質問でございますけれども、まずオンラインの会議につきましては、現在、コロナ禍ということもございまして、県・国なり、そういったオンラインでの会議というのが頻繁に行われておりますので、こちらにつきましては可能な限りの対応ということで、Z o o mによる会議を行わせていただいております。

あと1点、テレワークにつきましては、町の行政の業務について、やはり個人情報を扱う部分が多いということで、現在、各部署の業務の中で、どのような業務がテレワーク、在宅で可能かというところを調査検討しているところでございますが、やはり個人情報をどのように扱うか、情報を保護した状況でどのようにテレワークが可能かというところで今、検討を進めているところであります。

以上になります。

○議長 神村建二君。

○8番 DXの件でございますが、答弁にございましたように、ロボティック・プロセス・オートメーション、いわゆるRPAというんですけれども、これは手作業で行っている業務、それからパソコン操作、そういったものを自動化するという、そういうようなシステムでございまして、本町としてそういう事例はあるのかどうか、それをちょっと伺いたいと思っておりますけれども。

○議長 大滝総務課長。

○総務課長 本町のロボティック・プロセス・オートメーションの取組ということのご質問でございますけれども、令和3年度につきましては税業務を中心に調査研究、試行のほうを進めさせていただいております。

一番的確なのが、電子データである情報を一旦専用システムのほうに入力する際、今までですと職員なり、そういったところで手で入力するという業務などがありました。そういった定型業務について、RPAを活用することで作業時間の短縮が大幅に図られるということを考えております。

以上になります。

○議長 有坂税務会計課長。

○会計管理者・税務会計課長 それでは、ただいまRPAの活用についてということで、総務課長のほうからも、税のほうで最初に導入しようということで考えております。現在、期間中でございますが、税の申告期間を行っております。税のデータについては、全てシステムのほうに打ち込んで、そしてそれを今度は課税側のシステムのほうに移行するという作業がございます。これまでですと、税申告できて、システムについて職員が手で打っていたというような状況だったんですが、これを今回のデータ移行については、RPAを活用して全てデータを移行するということを想定しております。時間について、おおよそ100時間ほどは短縮できるのではないかとこのように想定しているところでございます。

○議長 神村建二君。

○8番 そういったRPAへ移行する事例があるということで、頼もしくお聞きしたんですが、それに関わる費用というのは発生しているんですか、移行するための費用。

○議長 有坂税務会計課長。

○会計管理者・税務会計課長 こちらは既に議決をいただいております。令和3年度の当初予算の中で、RPAシステムとして、ちょっと具体的な数字については今、手元に準備しておりませんが、議決をいただいて、その予算内で使用するという状況でございます。

○議長 神村建二君。

○8番 それでは、再生可能エネルギーについてでございますが、新会社が設立されて、そこで新たな活動を行っていくということで、川西町もそれに乗っかってやっていくということでございますが、これの民間企業11社、1個人というふうな出資者が答弁にございまして、この11社、1個人の中に川西の町内の関係企業、あるいは個人が入っているのかどうかですね。もし個人情報で駄目だというふうに、こういうのがあればお聞きしませんけれども、もし差し支えなければ、具体名はいいんですけれども、何社ぐらい川西町で参加されているのか、お聞きしたいんですが。

○議長 遠藤政策推進課長。

○政策推進課長 ただいまのご質問でございますが、出資者の中には川西町内の事業所はございません。米沢市、高島町、南陽市を中心にした事業体ということでございます。

○議長 神村建二君。

○8番 今回は11社で、川西町はないということですが、これから発生する、加わるというようなことは想定されるんですか。



○議長 遠藤政策推進課長。

○政策推進課長 出資者につきましては、今現在の形で進んでいくんだろうというふうには思っています。ただ、町内におきましては、今後、電力会社としてもさらなる地域電源となる、いわゆる発電事業者が本町内にそういう形で出現されるということであれば、そういった中での連携・協力関係という形になっていくかと思いますが、当面はこの出資者の中で会社が安定していく、そういった内容で進められるというふうにお聞きをしております。

○議長 神村建二君。

○8番 最後に、ちょっとお聞きしたいんですが、第5次川西町総合計画の中に再生可能エネルギーの利活用というのがあります、それでそこに数値目標が記載されております。令和元年度を1つの起点として、令和7年度目標というのがそこに載っております。令和元年度は、再生可能エネルギーの導入件数です。再生可能エネルギーの、いわゆる固定価格買取制度における導入件数でございます、固定価格買取制度というのは、再生可能エネルギーによって発電された電気を国が定める価格で電気事業者が買い取ると。その導入の件数の目標が令和元年度が234件で、令和7年度目標は300件になっているということでございますが、現在の数字はわかりますかね、どのぐらいになっているか。

○議長 遠藤政策推進課長。

○政策推進課長 現在の直近の数字として捉えている件数でございますが、246件ということで捉えているところでございます。今後、この目標年度に向けて、さらにその事業体を伸ばしていくということで取り組んでまいりたいと考えております。

○議長 神村建二君。

○8番 再生可能エネルギーについては、世界の潮流でございますので、ひとつ本町も住民の期待に沿うように活用をお願いしたいということを申し述べまして、質問を終わります。

○議長 神村建二君の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午前10時50分といたします。

(午前10時31分)

---

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時50分)

---

○議長 第2順位の吉村 徹君は質問席にお着きください。

5番吉村 徹君。

第2順位、吉村 徹君。

(5番 吉村 徹君 登壇)

○5番 おはようございます。2番手ではありますが、よろしくお願ひしたいと思います。

議長に通告のとおり、質問いたします。

初めに、令和4年度水田活用の直接支払交付金についてお伺ひいたします。

農水省により、令和4年度からの水田活用の直接支払交付金の見直しが行われましたが、その中で大きな見直しについては、今後5年間に一度も水張りが行われない農地は交付対象水田としないとのことですが、その取組はどのように行われるのか。

転作が長期・固定化する中で、米を作れる状況に容易に戻れない水田となっているのが実情であり、農家の方々にとっては大変な取組となるのではないかと考えますが、どのようにお考えか、お聞かせください。

そのほか、戦略作物の牧草に対する支援の減額、産地交付金の飼料用米等の複数年契約加算の廃止など、水田経営に占める交付金の割合が大きくなり、大規模経営ほどその依存度を高め、交付金なしには経営の維持ができなくなるのではないかとと思われるが、町長のお考えをお伺ひいたします。

このたびの見直しの中で、増額となる高収益作物畑地化支援については、品目を問わず10アール17万5,000円とあるが、高収益品目とは何の作物をいうのか、その支援内容についてお伺ひいたします。

国の22年度農水省の予算の中で、2050年のカーボンニュートラル達成に向けて、CO<sub>2</sub>排出ゼロ、化学肥料や農薬の飼料用半減などの実現、減農薬などグリーンな栽培体系への転換や有機農業の団地化など、モデル的な取組を行う先進地区の創出をしながら有機農地の拡大を図り、2050年までに100万ヘクタールまで拡大する目標を掲げているようであるが、当町においての有機農業の現状と今後の取組についてお伺ひいたします。

また、今、注目のスマート農業についても、2025年までに農業の担い手のほぼ全てがデータを活用した農業を実践することを目標としているとありますが、当町においての取組についてお聞かせください。

近年の米価下落や高齢化などにより、農家戸数の減少のみならず、交付金の削減により地域の農業を支えてきた集落営農や法人経営が維持できなくなり、ひいては耕作放棄地が増加

していくことが懸念される所であり、有効な交付金対策となることを切望いたします。

次に、前に述べましたが、水田農業を取り巻く環境はますます厳しさを増す中で、国の農業政策に対応し、安定した農業経営を継続していくための施策として、基盤整備による生産基盤の早期確立が求められてくると考える所であり、そのことを踏まえ、当町の圃場整備事業について何点かお伺いいたします。

1、当町の圃場整備率、30アール程度以上の区画整備面積はどれほどとなっているか。また、県平均の整備率は何パーセントか。

2、現在整備中及び今後の整備計画地域の整備面積はどれほどになるのか。そのほか、要望地区の状況について。

3、それらを踏まえた今後の整備をしていく上での年次計画はどのようにお考えか。要望地区においては早期に整備計画地域となることを望んでいる状況に鑑み、圃場整備率を上げていくために取り組むべきと考えますが、町長のお考えをお伺いいたします。

なお、ここ「1月4日」と書いてありますが、6日の誤りでありますので、訂正お願いしたいと思います。

今年1月6日の農業新聞に、洪水時の水田ダム活用のため土地所有者の同意なしで国が圃場整備を行うことができる法改正を3月通常国会に提出するとありましたが、このことについての最新情報があればお聞かせください。

最後となりますが、当町の地籍調査の進捗状況についてお伺いいたします。

1、地籍調査の目的、それに伴う事業効果及び事業負担率についてお伺いいたします。

2、これまでの進捗率及び調査実績面積はどのようになっているか。

3、現在、調査を中止しているわけですが、その理由について。また、今後とも取り組まないこととなるのか。

以上、質問といたします。

○議長 町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 吉村 徹議員のご質問にお答えいたします。

初めに、令和4年度水田活用の直接支払交付金について、交付金見直しの内容についてありますが、水田活用の直接支払い交付金とは、水田をフル活用し、食料自給率の向上を図るため、主食用米の生産から大豆やソバ、飼料用米等の転換作物を生産する農業者に対し、交付金が交付されるものであります。

この交付金の支援を受けながら、本町では需要に応じた米づくりを推進するとともに、作物転換を図るため、排水対策や土壌改良など栽培環境の向上による収量や、品質の向上による農業経営の安定を目指しております。また、山間部を中心に、耕作条件が悪く作付が困難な水田についても交付金が有効に活用され、農村環境の保全や集落の維持及び活性化につながってまいりました。

このような中、昨年11月30日、令和4年度の水田活用の直接支払交付金の見直しが農林水産省から示され、政府・自民党により了承されました。主な見直し内容としては、議員ご指摘の令和8年度までの今後5年間に一度も水張りを行わない農地を交付対象から除外することや、播種を行わない多年生牧草の助成額の減額、飼料用米の複数年契約に対する加算措置の廃止などが示されました。

今回の見直しに対し、農業者の営農意欲が低下し、耕作放棄地の増大等のもとより、経営そのものを圧迫することが危惧されるとして、本年1月21日にJA山形おきたま及びJA山形おきたま農政対策本部から本職に、国の見直しに関する要請書を受けております。

さらに、令和4年度の営農計画作成に当たって、各地域及び関係機関の代表者を集めて実施した会議において、農政に対する不信感や今後の農業経営に対する不安の声が上がり、特に中山間地域など条件不利地域で営農する農業者からは、多年生牧草の支援額の維持を求める声が寄せられるとともに、支援の継続を町として国に積極的に働きかけを行ってほしいとの要望を受けております。

コロナ禍による需要減少により主食用米の民間在庫量が増加し、令和3年産米の米価が下落するとともに、令和4年産の作付に当たっては、さらに生産の目安が減少し、主食米の作付削減が求められるなど、農業を取り巻く情勢は一層厳しさを増しております。

将来的に水田をフル活用し、安定した農業経営を実現させるためには、支援の維持及び充実が不可欠であると認識しており、町の重要事業要望をはじめ、山形県町村会や置賜総合開発協議会等と連携を図りながら水田農業の確立を積極的に求めてまいりたいと考えております。

なお、高収益作物畑地化支援については、高収益作物の導入・定着に向けて実施する水田の畑地化のための基盤整備などに対する支援として、10アール当たり17万5,000円が交付される支援内容となっております。本助成の対象となる高収益作物については、国では、主食用米と比べ面積当たりの収益性が高い作物で、野菜、花卉及び果樹に該当する作物とされており、本県においては、果樹や子実用トウモロコシによる産地化に取り組む4市5町を構成

市町とする5つの生産主体が、山形県の水田農業高収益化推進計画に位置づけられております。

現時点においては、本町は計画に位置づけられておらず、本町が助成を受けるためには、産地として位置づけられる計画が必要であります。団地化や推進組織の構築など一定の要件がある一方、助成を受けられるのは単年度のみで、助成を受けた年度移行は水田活用の直接支払交付金の対象面積から除外されるなど、今後の営農に当たって考慮すべき内容も含まれていることから、活用にあたっては、農業者の方々の声を踏まえながら慎重に検討していく必要があると考えております。

次に、当町の有機農業の現状と今後の取組についてであります。議員ご指摘のとおり、農林水産省は新年度事業の中で「みどりの食料システム戦略」を掲げ、市町村主導の有機農業産地づくりを推進するとして、2025年度まで100市町村でオーガニックビレッジ宣言を目指す取組を推進しております。

そして、有機農業の耕地面積に占める取組を、2017年の0.5%の2.4万ヘクタールから2050年には25%の約100万ヘクタールに拡大するとされております。さらに、農林水産省が令和2年3月に策定した食料・農業・農村基本計画において、有機農業は地球温暖化などによる気候変動やSDGsの達成に向け有効な農法であり、国際水準で取り組むことにより有機食品を輸出することも視野に計画するとされております。

本町の取組としては、平成29年に策定した川西町農業振興マスタープランにおいて、農産物のブランディング戦略の一環として有機農産物の生産拡大と販売戦略を掲げ、その中心的な推進役として平成30年12月にかわにし有機農業推進協議会を、やまがた有機農業の匠をはじめとする実践者や関係機関等で構成して設立しております。

当協議会の活動は、環境保全と資源循環型農業の推進、新規実践者の育成、実践者と消費者の交流及び供給体制整備の4項目を主要事業としております。具体的には、置賜農業高校をはじめとする有機農業圃場における実践研修、かわにし森のマルシェ内の有機農業コーナーの設置等による販売、有機農業フェアや食育事業と連携した映画上映会の開催、先駆者による講演会の開催等を行っております。

さらに、本定例会に有機農業産地づくり推進緊急対策事業を補正予算として上程しておりますが、さきにご説明した令和4年度の農林水産省予算のみどりの食料システム戦略による補助事業の活用を見込んでおります。

令和4年度中に人と自然が調和した持続可能な町として次世代に継承していくため、有機

農業の生産、流通及び消費の拡大に取り組んでいくオーガニックビレッジを宣言する予定です。その上で、有機農業の普及拡大、学校給食への有機農産物の活用、置賜農業高校における有機JAS認証取得、新たな農産物の試作、エダマメの加工品の開発及び販路開拓等、有機栽培面積の拡大、実践者の増加や販売量の拡大を図ってまいります。

本町の有機農業の取組状況は、令和2年度実績値で27.18ヘクタールの作付となっており、町全体の耕作面積の0.6%であります。生産されている作物は、水稻を中心に大豆や野菜などが生産されております。

有機農業は、環境保全にもたらす効果が高いことはもとより、一定の付加価値が市場で認められており、ブランド確立に向けても期待される取組であります。

今後は、国の動向を注視しながら需要拡大を図るとともに、かわにし有機農業推進協議会を中心に、継続した取組となるよう支援してまいります。

次に、スマート農業の取組についてであります。議員ご指摘のとおり、農林水産省において令和3年2月改定のスマート農業推進総合パッケージにおいて、「2025年までに農業の担い手のほぼ全てがデータを活用した農業を実践」とする政策目標を掲げております。

スマート農業は、農業とロボット、AI及びIoTなど先端技術を掛け合わせたものであり、作業の自動化、情報共有の簡素化、気象データ等のAI分析による生育状況の予測などに効果があると期待されております。このパッケージでは、スマート農業の導入効果の分析、初期導入コストを低減するための農業支援サービスの育成・普及、インフラ面の整備及び学習機会の充実等に総合的に取り組むこととなっております。

本町では今年度、川西町農業再生協議会において、ブドウ農家へのアシストスーツ等の補助や国・県事業を活用したドローンの購入補助を実施しております。さらに、本定例会において、持続可能な農業支援事業の補正予算を上程しており、その中で省力化や省人化機械の導入を支援する事業が含まれております。

また、導入経費が高額となる農業用機械の自動操舵システム、ドローン導入、水田の高度水管理システム、牛個体管理システム等については、国並びに県の補助メニューが準備されておりますので、今後、その活用に向けて農業者と検討してまいります。

今後のスマート農業の推進に当たっては、通信環境やオペレーター不足、中山間地域への対応などの課題もあることから、国におけるスマート農業の導入効果の分析や町内農業者のニーズを把握するとともに、併せて農業法人化への移行、農地の集積化、担い手不足解消等の課題も含めて総合的に検討し、持続可能な農業経営が実践されるよう支援してまいります。

次に、基盤整備事業について、当町の圃場整備率についてであります。農業生産基盤の整備は生産効率を高め、競争力ある攻めの農業に向け、担い手の農地集積の加速化や農業の高付加価値化等を推進するため欠かせない事業であり、特に農地の大区画化は農作業の効率化や農地集約化、農業経営の安定化のため、農業者の皆さんから大きな期待が寄せられています。

さて、ご質問の本町の圃場整備率であります。令和元年の県の資料によりますと、30アール以上の区画整備済み面積の割合は、本町の水田面積4,450ヘクタールに対し54.1%であり、県平均の77.3%を下回っております。

なお、本町の水田については、昭和30年代に区画整理事業がいち早く着手されたことから10アール区画の水田が多くなっており、30アール区画を基本とする昭和40年代以降に区画整理事業に取り組んだ地区との歴史的な背景の違いがあります。

次に、基盤整備事業の整備実施中と今後の整備計画地域についてであります。本町の基盤整備事業は犬川高豆蔻地区で平成22年度から始まり、その後、高山地区や犬川・宮地区、谷地地区で事業が行われ、これまで4地区で完了しております。また、大塚西部地区では、平成28年度から受益面積166.3ヘクタールで整備が進められており、令和7年度の完了を目指しておりますが、同地区の事業完了時点での整備面積は471.3ヘクタールとなります。

今後の整備計画地域の整備面積については、現在、町内3地区で事業計画を作成中であり、整備面積は中大塚地区が250.5ヘクタール、苙高山地区が254.0ヘクタール、大塚北部地区が77.5ヘクタールで計画されており、高島町千代田地区の事業では本町分の受益地として0.7ヘクタールが含まれております。

また、東大塚地区、犬川他屋地区、黒川地区、堀金地区、時田地区、下奥田地区、朴沢地区の7地区から基盤整備の要望が出されており、要望地区の総面積は約700ヘクタールとなっております。

次に、今後の整備に関する年次計画についてであります。大塚西部地区が令和7年の事業完了予定であります。また、中大塚地区は令和5年度の事業開始、苙高山地区と大塚北部地区では令和6年度からの事業開始予定であり、事業期間はおおむね10年とされております。

計画策定3地区では現在、基盤整備による集積計画や営農計画、概算事業費の算定が進められており、この3地区の事業着手や進捗状況を鑑み、その後の事業計画策定地区を決定することとなります。

なお、事業計画策定の段階で、事業年度や概算事業費が示されますが、町では年間の町負

担金が可能な限り平準化されるよう、事業主体の県と協議を進めているところであります。

最後に、洪水時の水田ダム活用のため、国が土地所有者の同意なしで圃場整備を行うことができる法改正を通常国会に提出することのご質問であります。国から示された「土地改良制度の見直しのポイント」に関連事業が記載されております。これによると、自然災害に対する土地改良施設の安全性の向上を図るとともに、担い手への農用地の集積・集約化を加速させるため、ため池等の農業水利施設の豪雨対策の迅速な実施について、農地中間管理機構が一定のまとまりで借り受けた農用地を対象とした土地改良事業の拡充等の措置を講ずるとなっております。

具体的には、急施の防災事業の拡充や、農地中間管理機構関連農地整備事業の拡充などを行うとする改正案を準備しているとのことであり、農業者の費用負担や同意を求めずに、ため池、排水機場等の豪雨対策の実施や、農地中間管理機構関連農地整備事業で実施できる事業の追加、拡充を図るというものであります。ただし、本事業に対して市町村は、基盤整備事業と同様、事業費の10%の負担が求められます。

また、田んぼダムについては、近年、集中豪雨による洪水被害が頻発する中で、河川の農業用水路に一時的に雨水が集中し、被害が発生していることを受け、負担軽減を目的に水田の貯水機能を最大限生かす取組としての田んぼダム制度が注目されており、流域治水対策の一環に位置づけられます。

田んぼダムの取組は、河川や農業用水路の上流地域一帯での取組が必要であり、関係する農業者や水利組織の同意と行動によって成立する事業であることから、地域での話し合いを通じた合意形成が必要となっております。

なお、洪水対策に関する各種制度の改正が進められており、県からは、今後の土地改良事業の最優先課題となってくるとの情報をいただいておりますので、引き続き情報収集に努めてまいります。

次に、地籍調査について。

事業の目的、進捗状況についてであります。地籍調査については、昭和26年に施行された国土調査法に基づき、国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するとともに、併せて地籍の明確化を図るため、国土の実態を科学的かつ総合的に調査することを目的として、全国で進められている事業であります。

令和2年度末現在における全国市区町村の実施状況については、事業完了した市区町村が全体の約34%、現在事業実施中が約46%、事業休止または未着手となっているのは約20%と



なっており、面積をベースとした事業進捗率については国全体で約52%となっております

県内の実施状況については、昭和27年度に酒田市と旧藤島町が調査を開始し、基盤整備事業や区画整理事業の完了待ちを含む事業完了市町村は12団体、現在事業実施中は11団体、休止中は本町を含む12団体となっており、県内の事業進捗率については約49.3%となっております。

地籍調査事業の主な目的については、土地の売買や相続等には、面積や地目、地番、所有者等の土地情報である正確な地籍が必要となりますが、地籍調査前においては、法務局に備わっている字限図は明治時代に整備されたものであり、測量精度が低く面積が不正確で、見取図的な図面であるため、土地境界をめぐるトラブルの発生や土地の有効活用の指標となることがあります。そのため、地籍調査事業は、時代の要請に合わせ、土地境界をめぐるトラブルの未然防止や土地の有効活用の促進、課税の適正化、公平化等を目的に実施するものであります。

本町においては、法施行から30年以上遅れて、昭和62年度に中郡地区から事業に着手し、平成8年度からは犬川地区で事業を進めてまいりました。境界立会いによる一筆地調査や精度の高い現代の測量技術等による正確な字限図が法務局に備わることで、分筆や土地の売買等における登記手続の簡素化により、土地の有効活用が容易に進められ、また、正確な地目、面積の把握による課税の適正化、公平化が図られるため、住民サービスの向上に寄与する事業効果を上げてきております。

また、事業費の負担率については、平成4年度までは総事業費のうち国が55%、県が22.5%、町が22.5%の費用負担割合でありましたが、平成5年度からは国が50%、県が25%、町が25%の費用負担割合に変更となり、町の負担割合が高くなりましたが、町負担分の最大80%が特別交付税措置されることとなっております。

なお、本町においては、事業進捗率は約15.6%、調査実施面積は25.58平方キロメートルとなっております。

次に、休止している理由についてであります。本町が地籍調査の新規事業を休止したのは令和2年度からであります。休止を判断した理由については、地籍調査の成果を法務局へ登記する段階の国土交通大臣の認証が遅れている認証遅延地区を速やかに解消する必要があると判断し、これまで、遅延解消と同時並行で取り組んできた新規事業について、一旦休止としたところであります。

認証遅延地区については、平成7年度から9年度に調査した中郡地区及び犬川地区の一級

河川黒川及び犬川の周辺の一部2.43平方キロメートルの認証が済んでおりません。この要因としては、過去に災害によって河川改修が行われた際、旧河川敷地を含めた農耕地の復旧が行われたため、字限図と現地の土地境界が全く合わない状況となっており、関係機関と連携して、その境界の乖離を整理すべく努めてまいりましたが、非常に困難な事案のため、認証事務の進捗が滞ってきた状況にあります。

認証遅延の解消に当たっては、現在、専門の職員を1名配置し、鋭意取り組んでおりますが、当時の現地における調査から長時間経過したため、調査当時の状況を把握、精査することが大変困難となっております。よって、来年度からは認証遅延の解消を積極的に進めていくため、令和4年度予算に委託費を計上し、一部業務を民間に委託しながら、民間のノウハウを活用して、遅延地区の大臣認証、法務局への登記完了を目指してまいりたいと考えております。

今後の新規調査地区については、過年度調査分の遅延の解消にめどが立った段階で、改めて事業推進を図ってまいります。

以上、吉村 徹議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 吉村 徹君。

○5番 どうも、丁寧なご説明いただきまして、ありがとうございます。

今年度、4年度からの水田活用交付金の見直しにつきましては、何か天から急に降ってきたような話ということで、農家の方々は大変戸惑っている状況にあるのかなというふうに考えているところでありまして、そんな中でコロナ禍ということで、いろんな農業団体の会合等が書面決議等になり、なかなか不安を払拭するための聞く場がないのかなというようなことで、いろんな方からもお話がありましたけれども、若干その取組についてお伺いしたいと思います。

まず、一番重要な問題は、5年間に一度も水張りが行われない水田は交付対象外とするという項目でありますけれども、これは5年間のうちに、5年のうちの4年か5年か6年かで、それを受けようとする農家の方が、その年度に水を張って認めてもらうということになるのかどうか、先にお伺いしたいと思います。

○議長 井上産業振興課長。

○産業振興課長 ご質問の今回の水田活用の直接支払交付金の見直しの中での交付対象水田からの除外のほうの具体的な要件ということでございますが、現時点におきましては、ご質問を受けた内容のとおり、国から基本的な方向性として、5年間の中で一度も水張りが行わ

れなかった水田については、交付の対象水田からは除外するといった内容が私のほうにも示されているところをごさいますて、それがどのような状況、段階までというふうな詳細、そしてまたそれをどのように確認、誰がするのかというような部分につきましては、今後、詳細が示されるものというようなことで、私どもも情報収集を進めているところをごさいます。

ただ、現在示されている内容からすれば、国として、いわゆるブロックローテーションなども進めていきたいんだという考え方も併せて示されているところをごさいますので、5年間の中で一度は水田としての活用、これが求められているものと私どもでは認識をしているところをごさいます。

○議長 吉村 徹君。

○5番 国からは、具体的な取組についての説明がないというまだ状況なわけですけれども、今現在、令和4年度の共済細目書の取りまとめが行われている状態でありまして、考えてみれば、あと残り4年間ということになるわけですね、結局これでいえば。その4年、正式な国からのそういった指示があれば、4年間の中で取り組んでいくということになると思いますが。

ただ、いずれにしても、早めにしなければ、現在、田んぼの畦を切ってソバを植えたり、大豆を植えたりという状況の中では、残りの4年間のうちに一遍やる予定でもなかなか大変な状況にあるのかなというふうに考えるわけですけれども、そして、まだ本通知が来ていないということなのですが、実際に水を張る、1年に一度水を張るということは、その田んぼに稲を植えるというのが大体基本的な考え方のようなかどうか、分かれば教えていただきたい。

○議長 井上産業振興課長。

○産業振興課長 水を張るというような内容の詳細、どこまでそれが求められるのか、稲を植えなければいけないのか、調整水田として水をただ張ればいいのかといった詳細につきましては、現時点におきましてはまだお答えできるような状況にはごさいますせん。

ただ、このような内容につきましては、この間の町長の答弁にもごさいますたとおり、コロナ禍の中で数少ない会議の開催ということにはなっておりますが、各地区の代表者の皆さんを集めた会議等におきまして、この取扱いの見直しを求める、今回示された内容に対する不満、そしてまたこれが実際された際の不安、そういったお声を受けまして、私ども、国の関係者のほうから、令和4年度の予算の内容についての説明を受ける機会、これもオンラインではごさいますましたが、そのような機会の際にも一応本町からの質問といたしまして、今

回示された内容がコンクリートされた内容なのか、これは決定事項で今後見直しされる余地はないのかといった内容を質問させていただきました。その際の国の担当者からの回答につきましては、今回示した内容を基本としながら、今後、各地域の声を踏まえて、この5年間で方向性を検討していくと。言い換えますと、今回示された内容はコンクリートされたものではないというような回答を受けたところでございますので、私ども現地の農業者の皆さんの声を踏まえながら、関係機関等と連携を図りながら国のほうにも訴えてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長 吉村 徹君。

○5番 5年間の中の1年は進んでいるわけでありまして、その対応を見ながら、あるいは農家の皆さんの声を受けてのしっかりとした交付金対策にしていくということになるわけだということですが、であるとすると、これから町が国へ上げていく要望の中で若干聞いておきたいところがあるんですが。

1つは、これから、いろいろ国へ上げていくんでしょうから、若干質問させていただくんですが、水張りをしないで、結局、交付金対象外になったという場合に、交付金対象外になるということは農地でなくて、田んぼという地目になっていくのかどうかということが1つ問題なのかなというふうに考えるわけです。

あとは、結局、交付金の対象外だから、畑という形での名称、水田から畑へ変わって、そして今、白川あるいは米平あたりに払っている水利費等の支払いはどのようになっていくのかなというのはちょっと心配なんですけど、そこら辺に対して、町のほうは国に対してはどのような要望していくのか、ちょっとお聞きしたいと思うんです。

○議長 井上産業振興課長。

○産業振興課長 今ご質問いただきました内容の詳細については、現時点ではお答えできるような状況にはございませんが、私どもといたしましては、水田活用の直接支払交付金、これは本町農業の維持・発展を支えていく重要な事業であるというふうに考えております。その考えの下で、町長が回答申し上げましたとおり、現在の支援の内容の維持、そしてまた拡大、これを国に対して働きかけてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長 吉村 徹君。

○5番 事業が進んでいる中で、なかなかまだ国がはっきりとした方針が出せないという中で、質問では、なかなか申し訳ないわけですが、そういったコロナでのJAおきたまであたり、あとは実行組合の皆さんとの話の中では、そういったことも話題としては出てき

ているのではないかなというふうに考えるわけですが、そういう状況であれば、町としてもそういった水田が、主品目というか、当町の産業の中心であるわけで、やっぱりそれを守っていくためには、大きな声で、いろんな農家の皆さんから出された不安に対しては、国へ申し上げていくという考えでいていただきたいと思いますが、それは町長の答弁書の中でも、そういう形で取り組んでいくということの決意の現れだなというふうには取らせていただいたところであります。

そういったことで、当然、いろんな情報が入ってくれば再生協等を通して、農家の皆さんに対してやっぱり丁寧な説明をしながら、理解していただくという状況だけつくっていただきたいということをお願いしたいところであります。

ということは、その後にも質問の項目にしてあります戦略作物助成の多年生牧草の問題とか、飼料米の複数年契約加算の廃止とかも、まだはっきりとした方針というのは国のほうからは示されていないということになるのでしょうか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 昨年末にこういった考え方が示されまして、我々も大変情報収集に努めているところであります。

今後、農林水産省の幹部の皆さんとの意見交換なども準備して、情報収集に当たってまいりますけれども、今、主食用米が作付が減らざるを得ないと、在庫があつて。減らすということは、水田活用という形で、交付金とかいろんなもの、事業費が伸びるはずなんですけれども、総額の農林水産省の予算が伸びない中で、拡大部分については支援しなきゃいけないということになると、どこかをへこませなきゃいけないということが裏側にあるのかなという思いで、農水の皆さんともいろいろ情報収集などさせていただくと、今までも、水張りができない農地については交付対象の水田ではないんだということは言ってきました。それを改めて今回示させていただいているということでありまして、我々からすると、水張りができない水田という言い方はできないなというふうに思っておりまして、実態に合った営農活動を理解してもらって手だてを考えていかなきゃいけないのかなというふうに思っております。

やはり、財政的な財務省とのやり取りも含めて幅広く、農業の大切さ、農地を守ることの意義というのを訴えていくことが大切なのかなということで、情報収集と併せて、農家の声をしっかり伝えていきたいというような考え方で進めてまいります。

また、高収益作物については、一度それを交付いただきますと、水田面積から外れてしま

うということになります。そうなってくると、川西町の水田の面積が減ると。減るということ、生産数量、生産の目安というのもそれに応じて減ってしまうということになりますので、これは水田の面積がどんどん改廃し減っていくということになれば、川西町からの生産量を減らすことにもなりますので、慎重な取扱いが必要ではないのかなというふうに思っております。

鈴木先生ともいろいろやり取りさせていただきましたけれども、まだまだこれから、5年間という時間の中で議論を深めて、農家の皆さんの声を十分反映していただきながら進めていくことがポイントだろうというようなお話もいただいておりますので、今後とも継続して協議をしてまいりたいと思っております。

○議長 吉村 徹君。

○5番 確かに、水はいつでも張れる状態にしておけるというのは基本だというのは分かります。しかし、これまで取り組んできた減反政策の中で、やはりどちらかというところから減反が始まってきているわけで、そういったところはもうやっぱり田んぼにできないので減反してきたというところから始まってきているという歴史もあると思うんですよね。やっぱり、そういったことを踏まえながら考えて、農家の皆さんにとって有利な方法での対策というものをよろしくお願ひしたいと思ひます。

そういった意味で、こういったいろんな国の政策が、どちらかというところ、大きな条件のよい農地に対しては有利に入ってくるような交付金体制となっていくのかなというふうにちょっと先が見えるわけですが、そういった中で、やはり基盤整備でやったりする、この後またご質問させていただきますけれども、基盤整備なんかはやっぱり有利な事業となってくるのかなというふうに考えているところでございます。

続きまして、有機農業の現状と今後の取組についてお伺ひしたところでありますけれども、川西町の有機農法、結構いろんな農業の方法で、アイガモ農法であったり、あとは不耕起栽培と、どちらかというところと比較的、私なんかの住んでいる玉庭のほうに耕作者が結構いらっしやって、有機農業に取り組む方々がいらっしやるなというふうに考えているわけですが、そういった形での町が今後、これから新たなゼロカーボンに向けた計画の中でも取り組まれていくとは思ひますが、町としては農地の何割ぐらいにしていきたいとか、年度ごとの数値目標とかありましたら教えていただきたいと思ひます。

○議長 井上産業振興課長。

○産業振興課長 今後の有機農業の推進に当たっての具体的な数値目標というご質問でござい

ましたが、今、本町におきましては、有機農業の推進、これに向けまして、国のみどりの食料システム戦略、これに基づきます事業への申請を行ってございます。その中で、オーガニックビレッジ宣言なども行いながら、具体的な目標に向けた取組を今後進めていこうという今状況にございまして、その取組を進める体制を確立する中で、具体的な数値目標などを固めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

その具体的な数値目標等を決定した段階におきまして、その部分につきましてはまた広くお知らせをしながら、取組の推進に当たってまいりたいというふうに考えてございます。

○議長 吉村 徹君。

○5番 かわにしオーガニックビレッジ推進協議会という形で今度立ち上がるということらしいんですが、やはり稲作あるいは畑作にとっても、国が求めているように、2050年に向けた取組、みどりのシステム戦略ですか、これを見させていただきますと、今ここにあるのが、2050年まで取り組むとすると、急に大きな湾曲を描いて上がっていかないとなかなか取り組めないという、そんなような計画になるのかなと思っています。

そういった問題に向けて、しかし、そういった今後のゼロカーボン等を考えたり、農産物の何というか、有利な販売のためにも、有機栽培というのはこれから重要視されてくると思いますので、そういった取組にやはり今、既存の農業方法でやっている方々も巻き込んだ形でやっていくにはなかなか大変な状況もあると思いますが、まずそういった有機農法を推進する方策を、やっぱり目標値を決めながら、よろしく計画していただきたいと思います。

続きまして、質問ではありませんが、そういう要望しておきたいと思います。

続きまして、スマート農業について、1点だけお聞きします。

ドローンとかということがありましたが、現在、川西町の防除に使われている機械は無人ヘリというか、ヘリなわけでありまして、こういうのはもう当然該当にならないということなんでしょうか。

○議長 井上産業振興課長。

○産業振興課長 今回、補正予算のほうに持続可能な農業支援事業、こちらのほうを計上させていただいておるところでございますが、詳細につきましては、また後ほどご説明させていただく機会が設定されるというふうには認識しておりますが、概要だけ申し上げますと、ドローンのほかにラジコンによります草刈機など、これらを対象の事業として、今現在、補正予算のほうは計上させていただいてございます。

○議長 吉村 徹君。

○5番 リモコンヘリもスマート農業に該当するかしらないかという判断の基準、スマート農業と言われるものは結局、電子的なものでやるとかであって、その中にリモコンヘリは該当になるのかならないのかということでの質問なんですが、そこら辺は何もありませんかね。

○議長 原田町長。

○町長 スマート農業につきましては、先ほどの有機農業とも関わるんですけども、AIによる病害虫発生予測や、光、音等の物理的なものとか、そういった様々な情報を駆使しながら農薬を低減させるとか省力化を図るとかという考え方になると思います。

ラジコンヘリについては、もう確立した技術であって、さらに情報を入れるという形ではなかなか取り組めないのかなと。ドローンで上空から田んぼの葉緑ですね、色の具合を見ながら、窒素はどの程度なのかとか、適切な管理をどうするかとかというような情報収集できるわけでありまして、そういう意味で、高度な情報を活用した技術の確立というのがスマート農法の考え方なのかというふうに私は理解しておりますので、ラジコンヘリは1つのハードとして確立された内容ではないのかなというふうに思っております。後で内容を確認させていただいて、補充させていただきたいと思います。

○議長 吉村 徹君。

○5番 大農家の方なんかは、やっぱり自分でそういったドローンなどを買って防除したり、いろんな作物の栽培技術を利用しているわけですけども、やはり既存の、これまでの防除の関係は、各地区とも先ほど言ったリモコンヘリで行っているという状況がありまして、ただ、それを、やはりこうしたAIを利用した形への転換ということも、いろんな検討の中に入ってくると思うので、ぜひそこら辺も、今後の農家の方にとっての大事な問題なのかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

時間なので、次。

次に、基盤整備について、すみませんが、お伺ひいたします。

基盤整備がるる、これまでの経過とかあるわけではありますが、やはり先ほど申しましたように、国がいろんな形の条件をつけての農業に助成をつけてくるという中で、やっぱり田んぼがある程度大きいという条件がないと、なかなか助成も受けられない状況が出てくるのかなと考えておりまして、そのためにも、やはり基盤整備を強力に進めていくことが必要なのではないかというふうに考えているわけです。

そこに対して、町としては、経費の問題もありますから、1割負担という状況の中で、そういった町の負担金の平準化の引上げというものはできないのかどうか、お聞きします。



○議長 原田町長。

○町長 基盤整備については今、かなりPRが行き届きまして、県内各地で手を挙げて、整備を進めたいという考え方になっております。本町では、平成22年から高豆蔻地区からスタートしたわけではありますが、その中でも県が肝煎りでかなりPRされました。用排水の地下かんがい利用とか、いろんなメリットが出されまして、県内でも先進的な取組として評価をされたところでもあります。それ以降、本町内では3地区から4地区、並行しながら事業を推進してきたところでありまして、県内の中でも圃場整備については先進的に取り組んできたところがあります。

1割の負担で事業推進を図られるということではありますが、償還が始まりますと、新たに重なっていくといいますか、要は起債が増えていくわけでありまして、償還後の状況を見ながら、将来的な負担というのをしっかりコントロールしながら進めていかなきゃならないということで、一応1億から1億5,000万ぐらいの範囲の中で事業の推進を図ってきた経過がございますので、そこを見ながら、今後、これからは償還が始まってまいりますので、その負担と将来的な負担というのを見据えて、対応していかざるを得ないなというふうに思っております。

国のほうには、この10%のガイドラインの見直しを強く要望しているところでありまして、そういった状況が新たな展開になれば、事業の拡大も図られるわけでありまして、農家の皆さんの個々の負担はかなり圧縮になっておりますので、地方負担の圧縮を図るために、国にも制度要求していきたいと考えております。

○議長 吉村 徹君。

○5番 そういふことで、今後、要望されている地域もかなり、今700ヘクタールですか、という状況もありますし、そういった方々もいろんな、先ほど言った国の助成を受けたりするための条件整備のためには、やはり基盤整備が必要だということで手を挙げていらっしゃると思いますので、ぜひ今後とも検討しながら、やはり有利な状況の中で、これ国のほうの政策としても、田んぼダムというような政策がこれからどのような流れで来るかですけれども、そういった流れの中で、やっぱり基盤整備が町側の負担が少なく、何とかできればいいなというふうに考えるわけでありまして、ぜひそれをお願いしたいと思います。

最後になりますが、地籍調査について。ただ、これが現在中止している理由とかあれについては、るる町長のほうからご答弁ありましたが。

ただ、一番問題なのは、地籍調査された地域は、きちっと計算されて納税されると。とこ

ろが、ほかのところはまだ、昔の字限図の中での評価の中で課税されるという、こういった不平等感があるのではないというふうに考えているところでありまして、やはりそういった意味もあるし、いろんな意味で何というか、空き家なんかが増えてくる中で、きちんとした境界を整備していくということが重要なのではないかということで今回、質問させていただきましたが、それについてはいかがでしょうか。

○議長 原田町長。

○町長 ご指摘のとおり、恩恵を受けられているところと、まだ手がかかっていなくて進んでいないところの課題というのは、十分私も認識しているところであります。やっぱり、遅延と並行して新規を進めると、どうしても新規のほうは先行してきちんとしてられるんですが、積み残しのものがなかなか解決できなくて来たと伺いまして、これでも、その以前のやつは高山地区をはじめ整備はさせていただいたんですが、やはり河川改修でかなり大きく変わってしまったところに対応ができてこなかったということがありまして、できるだけ早く解消して、新規のところに入っていききたいなど。

国の事業としては、継続してどんどんやれというよりは、例えば災害時に必要なものとか、いろいろ絞り込みをなささいということも出てきておりますので、そういった国の施策なども十分調査させていただきたいと思っております。

○議長 吉村 徹君。

○5番 時間が来ましたので、以上で質問を終わります。

○議長 吉村 徹君の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午後1時といたします。

(午前11時53分)

---

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

---

○議長 第3順位の3番渡部秀一君は質問席にお着きください。

第3順位、渡部秀一君。

(3番 渡部秀一君 登壇)

○3番 通告のとおり質問を始めさせていただきます。

スクールバスに関してですが、以前の質問で示された更新計画が予定どおり進んでいるのか、どの地区のバスを更新したのか。また、コロナ禍の対応はどうしたのか。また、元建設会社の社長よりバスを寄附していただいたことで、前倒しで進んでいるのか。そして、このたびの大塚バスの更新により、各地区間の格差解消や全員座席に座れる安全が確保できたのか。

それから、スクールバスの運営を民間に委託したことによる問題等は生じなかったのか。以上について伺いたい。

続いて、空き家対策について質問いたします。

現在の空き家数はどのくらいか、できれば空き家率もお聞きしたい。

また、空き家予備軍と言われている独り暮らしの方が施設等に移られ、一人で生活できなくなった場合の住宅や小屋等は把握されているのか。把握されているなら件数を伺いたい。

空き家の有効利用を考える中で、ゼロ円物件として売り出しているというところがあり、買う人はセカンドハウスと考え、自分の好きなように改造して楽しんでいるという番組があり、興味深く視聴した。物件はゼロ円で、登記料は買主負担というものだが、空き家バンクのほうでも所有者と検討してみる価値があるのではないか。

また、空き家は解体したら空き地になって終了だったが、国のほうも一歩踏み込んだ考え方で、2022年度よりその場所を公益目的で10年以上使用なら、解体後の整備に対して国交省の補助が受けられるとのことだが、当てはめるような場所を検討すべきではないのかと。

これからも、人口減少や高齢化によって、空き家が増える一方ではないのか。もっと積極的に対策をしていかなければならないのではと思うが、見解を伺いたい。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○議長 教育長小野庄士君。

(教育長 小野庄士君 登壇)

○教育長 渡部秀一議員のご質問にお答えいたします。

初めに、スクールバスについて更新は進んでいるかについてであります。町では現在、小学校3台、中学校7台のスクールバスを保有しております。そのうち、中学校のスクールバスについては、令和元年度に柏ノ木、令和2年度に東沢と尾長島の各スクールバスを更新し、昨年度ご寄附を賜ったバスについては、玉庭地区の上和合スクールバスとして運行しております。また、令和4年度に大塚スクールバスを更新する予定としており、計画に沿って更新を進めているところであります。

なお、今般の新型コロナウイルス感染症対策については、乗車中のマスク着用や乗車前後の座席消毒などの基本的な感染対策に加え、生徒が密集しないよう、運行便を増便しながら、感染拡大の防止に努めているところであります。

次に、地区格差の解消と安全性の確保についてであります。以前、議員から、大塚スクールバスの内装の劣化や老朽化についてご指摘がありましたが、令和4年度の更新に伴い、座席数の増加によって、立ち乗りせず、安全に乗車できるものと見込んでおります。

次に、民間への運営委託で問題は生じなかったかについてであります。直営法式では運転手の採用や労務管理、安全運転管理等に関わる業務が負担となっておりましたが、現在、委託業者によって適切に対応されております。

また、学校行事や部活動などによる運行時間の変更についても、委託業者の柔軟な対応により運行が行われており、今後とも、町、学校、そして委託業者の3者で連携を密にしながら、児童・生徒が安全に通学できるよう努めてまいります。

以上、渡部秀一議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 渡部秀一議員のご質問にお答えいたします。

初めに、空き家・空き地の対策の現状はについてであります。現在、町内で確認している空き家については、令和2年度に実施した調査で323件を把握しております。空き家率については、平成30年住宅・土地統計調査報告時点での居住住宅数の4,400で計算すると6.84%となっております。

なお、空き家を把握する際は、水道の閉栓届出や自治会への聞き取りなどを行い、1年以上居住していない家屋等を空き家としております。

次に、空き家予備軍は把握しているのかについてであります。ご質問にあるように、独り暮らしの方が施設に移られた場合等、居住していない状態が長期に及んでいる場合は、水道の閉栓届出や自治会からの情報などから、同様に空き家としているほか、独り暮らしの高齢者世帯等については福祉介護課で把握しております。

次に、これから積極的な対策は検討しているかについてであります。空き家バンクにおけるゼロ円物件の対応に関しては、所有者からの申出があれば、ゼロ円での登録は可能であります。これまでも、ゼロ円での登録を想定して現地調査を行った経過もありますが、物件の状態が悪く、登録に至った事例はありませんでした。

なお、少額での売買契約成立案件としては、1円や1万7,500円で契約した事例があります。ただし、少額で契約した場合、購入者にみなし贈与税が課せられる可能性が高いため、買主の負担軽減を十分考慮し対応しているところでもあります。

今般、国土交通省では、当初予算において社会資本整備総合交付金等の拡充を予定し、これまでの空き家・不良住宅の除去のほか、建物を除去した土地を10年以上使用する公益性の高いポケットパーク、児童遊園、防災空き地や避難場所、公的駐車場へ整備する場合等が補助対象となります。

本事業の活用にあたっては、除却費に併せ土地の賃借料、整備費等新たな費用負担が伴うことから、その費用対効果を見極めながら、制度の活用について検討してまいります。

議員からご指摘のとおり、今後、空き家の増加とともに、管理不全の空き家が増えていくことが想定されることから、所有者による家屋等の適正管理がますます重要となってまいります。現在も固定資産税納税通知書の送付時に、家屋等の適正管理の依頼や空き家バンク制度の紹介チラシを同封しておりますが、さらに制度の周知に努めるとともに、危険空き家等が発生しないよう、繰り返し所有者に対し家屋等の適正管理に努めるよう求めてまいります。

以上、渡部秀一議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 渡部秀一君。

○3番 それでは最初に、スクールバスの更新についてお聞きしたいと思います。

ここには計画に沿って更新を進めていくというふうにあります。寄附していただいたバスが1台あるということは、1台前倒しになっているということですか、それともそれがそのまま1年分となっていることでしょうか、その辺お聞かせください。

○議長 安部教育文化課長。

○教育文化課長 元建設会社から寄附を頂きましたバスを活用しまして、上和合スクールバスとして今活用させていただいておりますが、このバスにつきましては、令和5年度に更新を予定していたバスでございます。令和3年3月に前倒しで更新をさせていただいたところですが、そのほかのバスにつきましては老朽化の状況、それから点検をして不具合があった内容等も考慮しながら、今の計画に沿った形で更新をさせていただいているところでございます。

○議長 渡部秀一君。

○3番 そうすると、計画どおりなんだけれども、前倒しになっているということによろしいわけですね。そのほか、ある程度調査しながら、これからの計画を考え、見直しもあると

ということでしょうか。

○議長 安部教育文化課長。

○教育文化課長 上和合バスにつきましては、前倒しで更新させていただいたところですが、そのほかのバスにつきましては、今のところ計画どおりの更新でいけるのではないかと考えてございますので、各計画に沿って更新してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長 渡部秀一君。

○3番 それでは、更新の方法についてお伺いします。

買取りとリースとあるわけですが、どのような状態でなっているのでしょうか。

○議長 安部教育文化課長。

○教育文化課長 更新の方法につきましては、今のところ買取りということで、国の補助事業を活用しながら更新のほうを進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長 渡部秀一君。

○3番 買取りとなりますと、これから少子化なども考えられまして、その辺を見据えた上で、そのまま今の状態の大きなバスで進めていくのかという形になると、それはどのようなものかなというふうに考えておるのですが、今の場合、コロナ禍ということで、感染対策には大変よかったのかなというふうに思っておりますけれども、今後、スクールバスの定員を地区によって決める場合には、やはりそのような何というか、少子化とかそういうふうなことをじっくりと考えてなさるのでしょうか。

○議長 安部教育文化課長。

○教育文化課長 更新に当たりましては、そのときの児童・生徒数の状況であるとか、地区のばらつきとか考慮しながら、地区を越えて運行できるようなことも想定しながら進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長 渡部秀一君。

○3番 地区を越えて結局バスを運行するという事は、それは台数を減らすのか、それともバスの規模を小さくした上で、各地区でうまく1台のバスになれるような形にするのか、その辺はどうなんでしょうか。

○議長 安部課長。

○教育文化課長 その地区というか、スクールバスの範囲、児童・生徒数が乗る範囲を想定しながら、バスについてはその大きさというものを考えなくちゃいけないというふうに考えて

ございます。地区によっては、大きい範囲であっても児童・生徒数が少ないという、そういう場合もございますので、そのあたり考慮しながら、バスの大きさについては考えていきたいというところでございます。

○議長 渡部秀一君。

○3番 それでは、定員についてですけれども、やはり1台のバスに密に詰め込むというようなことは今できないわけですね。やはり、感染症対策とのバランスというのを、定員についてはどのように考えてやってらっしゃいますか。

○議長 安部課長。

○教育文化課長 特に定員についての、新型コロナウイルスに関しての定義というものはないんですが、少なくとも、全員が同じ方向を向いて、さらにはできればなるべく過密にならないように、さらには季節に応じて換気を十分取れるよう、窓を開けながら運行に徹してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長 渡部秀一君。

○3番 更新については分かりました。

次に、地域格差ということで前回、質問させていただいたところあるんですけども、今回、4年度でほぼ一線に並んで、格差がなくなるのかという質問したいんですけども、いかがでしょうか。

○議長 安部課長。

○教育文化課長 バスにつきましては、年次で更新してまいりますので、地区によっては、ローテーションによっては老朽化しているバスにお乗りいただくこともあると思いますが、順次更新してまいりますので、そのあたりはご理解いただければなというふうに思っているところでございます。

○議長 渡部秀一君。

○3番 最後のほうちょっと聞こえなかったんですけども、今日、耳の調子が悪いもんですから、申し訳ないです。

それで、質問の中で、やはり地域間の格差はいけないという形で前回は質問させていただきました。同じ条件で学校に通うのがいいのではないかとということで質問させていただきましたが、今回の結局バス、まだ更新になっておりませんが、更新予定で大体の大きさも決まっていると思います。その辺を含めて、もしそこで各地区間の人数のバランスが悪いときは、今年度からも見直して、生徒、ちょうどよくなるような配置にするのかということをお伺い

したいと思います。

○議長 安部課長。

○教育文化課長 今後、購入するバス、大塚バスにつきましては、45人乗りの全て座席仕様のバスの購入を考えているところでございます。今、大塚スクールバスにつきましては、生徒数58人乗車しておりまして、それを2便体制で、西大塚と中大塚、東大塚に分けて運行しているところでございます。もし座席数に余裕があるとか、ほかの地区と、例えば今、地区ごとに運行しているところでございますけれども、それを超えて、もし円滑に児童・生徒を送り迎えられるようなことがあるとすれば、そのあたりは見直しをしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長 渡部秀一君。

○3番 そうすると、現在でも中大塚地区と東大塚地区だと2便をしているということは、2往復するわけですね。そうすると、時間的にはどのくらいの差が出ますか。

○議長 安部課長。

○教育文化課長 1便、2便の時間差ですけれども、約20分でございます。

○議長 渡部秀一君。

○3番 やっぱり、格差というのが大分なくなるのかなというふうに私も感じております。大変早めに、とにかく更新しておいて、そしてここまでなったのは本当によかったなとは思っております。

そして、3番目の民間への運営委託で問題は生じなかったかということで、これを見たところ、ほとんどないように書いてあります。

私のほうにちょっと情報が入ってきているんですけれども、今年、JRが計画運休したときですけれども、そのときにスクールバスがスタックして動けなくなったという情報が入っているんですけれども、その辺報告は受けていますか。

○議長 安部課長。

○教育文化課長 スクールバスがスタックした情報についてはお聞きしておりまして、すぐ教育委員会といたしましても除雪のお願いをし、重機でバスのほうを脱出できるように配慮させていただいたところもありますし、さらに申し上げますと、もしそこですぐバスのほう動けない状況であるとすれば、公用車で分乗して送り届けるということを考えていたところでございますが、除雪のほうを迅速に対応していただいて、バスのほうすぐ脱出できましたので、何とか対応させていただいた経過がございます。



○議長 渡部秀一君。

○3番 確かに、当時すごい、やはり計画運休するくらいですから、相当な雪だったとは思いますが。ただ、そこでもう一つ、その情報に入ってきたのは、スクールバスがチェーンを装着していなかったというふうにお話を聞いていますが、その辺はどうですか。

○議長 安部課長。

○教育文化課長 チェーンをつけていなかったという情報は、私、すみません、申し訳ありません。初めてお聞きしたところでございますので、その事実関係を確認し、今後の運行に生かしてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○議長 渡部秀一君。

○3番 もし私の情報どおりでしたら、ぜひチェーン装着というのはやはり考えていただきたいと思います。計画運休するようなときに、普通の運送会社のトラックはもうほとんどチェーン装着でやっていたし、宅配便のトラックも当然チェーン装着をしています。物を運ぶものでさえそのとおりなのに、やはり児童・生徒の安全を考えるなら、そのような、前からもう雪が降るし、天候も荒れると分かっているときは、前の日からでもチェーン装着はできるわけですので、その辺なんかもやはり、もしチェーンつけていなかったという話でしたら、やっぱり委託先に関して、そのことを指導なり、申出なり、どちらでも結構ですけれども、文書をもって、二度とそういうふうなことがないようにというふうなことは徹底してやっていただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 安部課長。

○教育文化課長 事実確認をさせていただき、チェーンをつけていなかったということであれば、教育委員会として指導してまいります。

○議長 渡部秀一君。

○3番 やはり、安全・安心に児童・生徒を通学させるためにも、安全対策は幾重にもしなければならぬというふうに私は考えるんですが、その辺はどのように考えていますか、本当に。ここまでというふうな形で考えてらっしゃるのか、いや、もっとしなくちゃいけないというふうに考えるのか、その辺お聞かせください。

○議長 安部課長。

○教育文化課長 今回の場合であれば、冬期間の交通安全ということで、渡部議員からご指摘があったことについては、今後、十分業者とすり合わせしながら対応してまいりたいと思っております。

今後、夏場の運行であっても色々な課題が出てくると思いますので、その都度、対応について協議し対応してまいりたいと思っております。

○議長 渡部秀一君。

○3番 児童・生徒のために安全・安心、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、続きまして、空き家・空き地の対策について質問させていただきます。

1番の現状という中の数字ですけれども、323件、これは予備軍も含めた数値になっているのか、教えてください。

○議長 後藤課長。

○安全安心課長 323件については、予備軍は含まれておりません。

○議長 渡部秀一君。

○3番 それでは、この数値が、できれば県内市町の中では高いほうなのか、低いほうなのかというのをお尋ねしたいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長 後藤安全安心課長。

○安全安心課長 県内の空き家・空き地につきましては、6.6%というふうになってございます。本町の6.84%については、中ぐらいの位置というふうに認識しております。

○議長 渡部秀一君。

○3番 県内のほぼ平均数ということで考えてよろしいですか。

○議長 後藤課長。

○安全安心課長 平均というふうに考えております。

○議長 渡部秀一君。

○3番 それでは、結局、空き家予備軍に関する件数というのは把握しているように書いてあるんですけれども、どのぐらいですか。

○議長 後藤課長。

○安全安心課長 予備軍の把握については、行っておりません。

○議長 渡部秀一君。

○3番 何かこの回答書を見ていると、ある程度把握しているように見えるんですけれども、水道の閉栓届出や自治会の聞き取りなどというようなことを、空き家としているから、それに関して自治会のほうにも聞いていないんでしょうか。

○議長 原田福祉介護課長。

○福祉介護課長 町長のご答弁にもさせていただいておりますが、予備軍といえますか、独り

暮らしの高齢者世帯について把握しているものがございます。独り暮らしの高齢者世帯ということで603世帯、これは令和3年6月1日に民生委員・児童委員の方に調べていただいた数字でございます。

○議長 渡部秀一君。

○3番 その中で、施設に入ってらっしゃる方というのはいらっしゃらないんですか。

○議長 原田課長。

○福祉介護課長 この中で、施設に入られている調査というのはちょっとしていないのですが、ただ、我々がしていますサービス、普通の在宅サービスから施設に移られた方、単身の老人の方ということで36件を把握しております。

○議長 渡部秀一君。

○3番 独り暮らしの高齢者世帯ということで、随分な件数があるなどと思って今、びっくりしたんですけれども、この人たちの住んでいる家というのは、これから空き家になる危険性というはあるんでしょうか。

○議長 原田課長。

○福祉介護課長 それぞれの家庭の環境といたしますか、それぞれの状況がございますので、一概には申し上げられないかなというふうに思います。

○議長 渡部秀一君。

○3番 いや、その中で結局、独り暮らしなんだけれども、あまり元気ではない、病気がちである。もしかしたら施設に入らなければ生活ができないというような人はどのくらいいらっしゃいますかという話です。

○議長 原田課長。

○福祉介護課長 現在、具体的などといいますか、そのデータを今、手元に持ち合わせていないもんですから、申し訳ないですが、後で報告をさせていただきたいと思います。

○議長 渡部秀一君。

○3番 こういう方法がいいかどうかというのは分かりませんが、そういう独り暮らしの高齢者の方のところを訪ねて、アンケートみたいにして、もしこの家を出られるときはどうしますとか、そういうふうな、内容的にですと私も分かりませんが、そのような空き家になりそうな調査みたいなことはできないんでしょうかね。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 議員からご指摘いただいたように、家から離れられて、施設とか入院されるとかとい

うことになって、長期間放置されるということになれば、将来的には空き家になる可能性があるということになるわけですけれども、現在、国のほうで法律が整備されまして、空き家にならない、空き家対策について管理不全が発生しないようにということで、相続不動産を取得してから3年以内に登記が義務づけられました。そして、正当な理由がなく怠ると、過料が科せられるということで、24年4月から施行が始まります。

その観点からすると、相続もしくは誰が管理していくのかということを確認に、国のほうが法律を定めましたので、このことを今、これから固定資産税の納税通知を出すわけでありますから、その中で、やはり法律が変わったということをしっかり伝えながら、適正な管理に努めていただくよう町からも情報発信すべきかなと。法律が変わったんだということで、相続した方は必ず登記をしなければならぬということなども強く訴えてまいりたいと思っております。

○議長 渡部秀一君。

○3番 やっぱり、そういう調査ができるならしていただいて、これからの空き家に対して、どうなるかというのは施策を講じていかなくちゃいけないと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

あと、空き家はあるんだけど、所有者への働きかけというのは、ただ固定資産税の通知書をやるのか、そんなもんでやっているんでしょうか、それとも空き家を何とか処分してくださいよとか解体してくださいよかというような話、踏み込んだ話まではしているでしょうか。

○議長 後藤安全安心課長。

○安全安心課長 家屋を所有していらっしゃる方については、毎年、固定資産税の納税通知書の発送と一緒に、「空き家をお持ちの方へ」というふうな内容と、あとは「空き家バンクをご利用ください」というふうな内容のチラシを送付させていただいております。

あと、具体的に、各自治会のほうから空き家の対応についてご連絡等をいただいた場合につきましては、空き家の所有者の方に、今の時期でありますと、積雪で今にも屋根から雪が落ちそうだというふうなご連絡をいただいた場合については、所有者の方に適切に対応していただくようご連絡を差し上げて、対応していただいているところでございます。

以上でございます。

○議長 渡部秀一君。

○3番 空き家バンクに登録したからというだけではなく、やっぱり積極的に働きかけはして

いただきたいなと思います。

続いてですが、今回の施政方針の中でも危険空き家の解消、発生防止に取り組むと書いてありましたけれども、この発生防止というのはどうするのか、教えていただきたいと思いません。

○議長 原田町長。

○町長 先ほどもご説明申し上げましたけれども、法律が改正されまして、管理不全の不動産が出ることによる問題の一番大きな問題は、相続が未登記だということの問題があると。不動産売買が活発な都市は割とスムーズにいくわけですが、そうでない地方では滞りがちだということで、結果として管理不行き届きになると。ですから、法律が変わったということをしっかとお伝えしながら、併せてですけれども、将来的にその家屋がどのような形で管理されていくのか、そのことを所有者の方にお伝えしていくということが発生抑止というふうになってまいりますので、これは他の市町の重視、仙台市なんかの状況などを見させていただきますと、制度をしっかとお伝えしながら、住宅の使用中に、まだ使っているときから、将来どうなっていくのかということを考えていただく、そういった情報発信をしていかなきゃいけないと、それが抑止という形でなるのかなと考えております。

○議長 渡部秀一君。

○3番 その中、最後に言われましたけれども、情報発信、大変いいことだと思いますけれども、ただ、空き家の所有者に情報発信するには、ダイレクトメールとか、あとは何かあるのかなと今ちょっと思ったんですけれども、情報発信の方法って何か考えてらっしゃいますか。

○議長 原田町長。

○町長 先ほど後藤課長からもありましたように、我々として持っている情報として納税通知書があるわけでありますので、そこを頼りにしながらお伝えしていくということになるのかなというふうに思っております。それ以上、我々からすれば、情報を取得する義務もございまして、限られた中で対応策を講じていくことになるのかなと思っております。

○議長 渡部秀一君。

○3番 ただいま危険空き家についてお話し伺いましたが、これ施政方針の中で述べてらっしゃいますけれども、危険空き家以外の普通の空き家に対して、積極的な対策というのは何か考えてらっしゃいますか。

○議長 原田町長。

○町長 繰り返しになりますけれども、法律が変わったということをしっかとお伝えしながら、所有者の責任を明確にしていきたいと思います。

○議長 渡部秀一君。

○3番 空き家の中で、すみません。最初にちょっと聞くのを忘れていたんですけれども、ゼロ円物件、これに対してはみなし贈与税ということが書いてありましたけれども、そういうふうにみなし贈与税ということが番組の中では出てこなかったんですけれども、これはやはり考えられますか。

○議長 針生まちづくり課長。

○まちづくり課長 今のみなし贈与税に関わる部分については、空き家バンクの取扱いについて、その中でご質問があったというふうには受け止めましたので、制度を運用させていただいている担当課であるまちづくり課のほうからお答えをさせていただきますが、贈与税自体は国税になりますので、詳細の適用というか、運用については、私どもお答えすることは控えさせていただきますが、特に土地や建物という不動産を売買なりする場合、その対象物件の価値がございます。評価額がございますが、それよりも大幅に低い額で売買するというになると、贈与とみなされる場合があるとお聞きをしております。

その場合、税務署の判断になるわけですが、みなし贈与税という新たな課税がされる可能性があるということが言われておまして、これについては、最近の裁判所の判例などでもそのような取扱い、判決が出されているというふうにお聞きをしておりますので、空き家バンクを運用するに当たっては、こうした情報についてきちんと買主さん、そしてもちろん売主さんにもお伝えをするという、そういうことを取らせていただいて、そのことを十分考慮に入れて制度の適用、このように考えて進めているところでございます。

○議長 渡部秀一君。

○3番 何かもわっと説明されても、ちょっと核心的なところは分かりませんが、結局、みなし贈与税というのは、国のほうでなるかもしれませんよと言われたからこういうふうにしたわけですか。

○議長 有坂税務会計課長。

○会計管理者・税務会計課長 それでは、ただいまの国税の内容ですので、私も直接の判断をする部署ではございませんから具体的なことは申し上げませんが、今、針生課長が申し上げたとおり、建物については、いわゆる評価額がございます。その評価額より著しい低い金額で売買をした。その売買金額で贈与税の対象になるのかということではなく、その評価額を

基にして課税標準として税額を計算する場合があるという、そういう説明を針生課長は申し上げたところでございます。

○議長 渡部秀一君。

○3番 そういうことでしたら、評価額にしても、我が町の評価額ってそれほど高いものではないような気がしますけれども、だから、建っている建物がもしそれほどの評価があるものなら空き家にはならず、当然、売買の対象とか、そこに住んでもらうというふうな対象になって、そのようなことにならないと思うんですけれども、そこでもさらに、何だろうかな、みなし贈与税などという言葉でこういうふうな空き家対策を濁さないでほしいと私は思うんですけれども、この辺に関してはいかがですか。

○議長 針生まちづくり課長。

○まちづくり課長 今、空き家バンクを通じた空き家の登録、そしてそれを活用したいという方の仲立ちというか、橋渡しを町としては制度として運用させていただいております。次善の策として、お互いのトラブルがないようにということは、少なくとも行政としての立場としては当然取らなければならないと考えております。そういう情報をお伝えをした上で、運用させていただいているということでございます。

○議長 渡部秀一君。

○3番 では、このみなし贈与税というものがあるということは、情報としていただいております。

まず、空き家に対しては、これからも増えるというふうに私も思っておりますので、そしてまた空き家というのは、中心街の活性化にもやはり大変な足かせとなりますし、また、そこに空き家が、ぽつんとしたところに空き家があれば、獣のすみかになったり、結局、有害鳥獣の対策の邪魔にもなるというようなことでありますので、空き家対策はこれからもきちっと積極的にやっていただきたいと思います。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 渡部秀一君の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午後2時5分といたします。

(午後 1時48分)

---

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長 第4順位の9番橋本欣一君は質問席にお着きください。

橋本欣一君。

第4順位、橋本欣一君。

(9番 橋本欣一君 登壇)

○9番 冒頭、先ほど神村議員からございましたように、ロシアによるウクライナ侵略戦争に対し、強く抗議いたします。また、犠牲者になられた方々には深くお悔やみを申し上げるとともに、ロシアの即時撤退によって戦争が終了することを願っております。

それでは、質問を始めます。議長宛てに通告のとおり質問いたします。

初めに、行財政運営についての質問です。

地方行政の大半は慢性的な財源不足で、多様な住民の要求・要望に十分に答えられないばかりか、負担の割に効果が薄い状態が続いています。

一方、行政側では、少ない財源の中で、義務的サービス以上に福祉政策などで充実を図り、住みよい環境づくりを進めています。常に負担の軽減とサービスの向上を目指しているものと思っています。しかし、そこには限界があり、財源が乏しくなれば、それぞれの施策の継続が困難になってきます。

本町の場合は、国が示す財政指数等では健全と判断されております。しかし、各種の基金の積立ては非常に少ないものと思っています。特に、財政調整基金は、今年のコロナ、豪雨対策などの8号補正後は1億1,600万円となりました。今後、雪対策などの交付金などで積み増すことが見込まれていると言いながらも、非常に厳しい状況であると思っています。財政運営のクッション材的な財調の厚みを増す必要があります。

また、国民健康保険会計では、国保会計自体の運営が厳しくなっており、国民健康保険給付基金の取崩しによって保険税を抑えてきましたが、いよいよ税率引上げによってしか対応できず、さらに数年後に予定される国保税の県統一化まで継続させるという説明でした。国からの締めつけにより、一般会計からの拠出は難しいようですが、財源がなければ、税率引上げか拠出しかないわけです。

さらに、コロナが明けて日常に戻れば、抑制されていた治療、手術などが増え、医療給付が激増すると言われ、さらなる大幅な税率引上げが予想されます。

この件については、所管委員会で審査されるでしょうが、コロナ禍の中、収入が激減して



いる状況で、税率引上げは住民生活へは厳しいものになります。今後の基金の運営はどのようにするのでしょうか。

本町は大型事業の連続で、さらに公共施設の除却を含めた維持管理についても、大きな負担が待っています。住民サービスを低下させずに、施策の集中と選択が始まっています。限られた財源で運営を継続しなければなりません。施策の集中と選択と、何よりも町民理解が必要であると思います。町長の行財政運営方針について、次のように伺います。

1、財政健全化の数値目標をどのように定めるのか。

2、施策の集中と選択の基準はあるのか。

3、施策の町民理解の方法は。

以上でございます。

あ、すみません。次ありました。④財政調整基金をはじめとする基金の目標額はどうか。

以上4点について、行財政運営についてお聞きいたします。

続いて、SDG sの推進についてです。

町長は、未来ビジョン後期計画で、あらゆる施策でSDG sを意識したものとしてしています。SDG sの推進については、マスコミや様々な企画でも取り上げられ、周知されていますが、浸透はまだまだです。様々な機会を捉えて関連づけ、深化、普及していくべきです。

コロナ禍ということもありますが、実行面では行政側も意識した対応とはなっていないのではないのでしょうか。また、ゼロカーボン宣言についても、宣言しただけで、まだまだ実行には至っていないのが現実ではないのでしょうか。

計画策定中、検討中が多く、一向に進みません。具体的な行動がどのテーマに合致するかの事例を示し、できることから、できる人が進めるべきと思います。町長の見解はいかがでしょうか。

今後のゼロカーボンを含めたSDG sの推進についての質問を、次のようにいたします。

1つ目、SDG sの具体的な行動例を示し実効性を高める説明を。

2、できる範囲で数値目標を設定すべき。

3、行政評価にもSDG sを活用すべき。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長 町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 橋本欣一議員のご質問にお答えいたします。

初めに、行財政運営について。

財政健全化の数値目標をどう定めるかについてであります。国が示す健全化判断比率等では健全と判断されているものの、各種基金の積立金は非常に少ないという状況については、議員ご指摘のとおりであると認識しております。

本町の財政運営については、歳入予算の多くを地方交付税や国・県支出金、町債等の依存財源に頼らざるを得ない状況にあり、このため、国が示す地方財政計画等の情報を収集しながら、予算の根幹をなす歳入額の見込みを基に予算を編成しております。

また、歳出面では、人件費や扶助費、公債費といった義務的経費が高止まりの状況にあるため、事業の実施に当たっては、国・県の交付金や有利な起債の活用など財源の確保に努めておりますが、事業の財源として活用する各種基金の残高が減少傾向にあることは事実であります。

数値目標について、町として財政健全化の具体的な目標値を定めているものではありませんが、国が示す4つの健全化判断比率の早期健全化基準を超えないことが大前提であると考えております。

今後とも、かわにし未来ビジョンに掲げた施策を計画的に実行する必要がありますので、行政評価に基づきながら業務の改善を図るとともに、財政規律を保ちながら事業の見直し、厳選等を図りながら、持続性のある財政運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、施策の集中と選択の基準はあるのかについてであります。本町が抱える最大の課題は人口減少の克服であると捉えております。また、農・商・工のバランスの取れた産業振興を柱とする経済対策や、安心して暮らせる防災対策、生活の基盤を支えるインフラの充実など、優先すべき課題が多くあると考えております。

町では、これらの課題の克服に向けて、かわにし未来ビジョンで定めている「集まるまちをつくる」「楽しいまちをつくる」「挑戦するまちをつくる」の3つの分野別目標と、その目標を具体的に推進する施策の柱を設定しております。

施策の実現に向けた事業の展開については、年度ごとの状況に応じて、優先度を判断しながら進めることが重要であると考えておりますので、政策的な課題や重要事業などについて、実施計画策定作業の中で十分検討し、事業を厳選しながら予算措置を行っている状況であります。

一方、新型コロナウイルス感染症対策や今冬の豪雪対策など、住民生活に危険が及ぶ災害対応などは最優先で進めるべきでありますので、状況の変化に臨機応変に対応していくべきものと考えております。

次に、施策の町民理解の方法はについてであります。町では平成16年に、町と町民の協働によるまちづくりを進めるための基本原則である川西町まちづくり基本条例を制定し、情報共有のための制度や町の仕事、計画等への町民の参画を保障しております。

本条例に基づき、町では川西町まちづくり委員会を設置し、町民の方に、町総合計画の策定・見直しに係る審議や、計画に基づき町が実施した政策、施策、プロジェクトの点検評価をお願いしており、これらの点検評価については町ホームページ上で公表しております。

今後とも、町報等での分かりやすい情報発信を継続するとともに、本職とのふれあいトークなど広報広聴活動等、様々な機会を捉えながら、なお一層町民の皆さんに理解をいただけるよう対応してまいります。

次に、財政調整基金をはじめとする基金の目標額はどう考えるかについてであります。財政調整基金は財源の年度間の調整や、当初予算、補正予算編成時に財源を調整し、円滑な財政運営を図るために活用している基金であります。

財政調整基金の目標額については、地方公共団体それぞれに独自の考え方があり、標準財政規模の5%から10%としている団体が最も多く、本町では5%を目標としてまいりました。

そのほかの特定目的基金について、条例によってその設置及び使用目的を定め、積立額及び取崩し額は予算で定めるとしておりますので、基金ごとに目標額を設定しておりません。

国民健康保険事業については、法律改正により、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体として一本化されたことにより、毎年、山形県が推計する医療費水準や所得水準に応じて負担する納付金を、目的税である国保税収入と国・県等公費で賄うこととなりました。

基金保有額については、平成30年度制度改正前は、保険給付費の平均月額額の3か月分を確保することめどとしておりましたが、制度改正後は基金保有額の目安は示されておりません。これは、納付金が不足する場合、県が一時的に立て替えることで基金を備えておく必要性が低くなったことによりますが、県が市町村に行う貸付けは2年後から納付金に上乗せされ、いずれ返済しなければなりません。

本町の国民健康保険事業特別会計における給付基金は、平成30年度末の2億465万円から毎年、基金を取り崩しながら運営してきたため、令和3年度末には1億171万円と半減する見込みであります。この大きな要因は、平成30年度の制度改正により、保険税の賦課方式を

所得割、資産割、均等割、平等割の4方式から、資産割を除く3方式としながら、保険税率を引き下げ一方、課税の調定額が年々減少する中、医療費が毎年増加し、県への納付金を確保するため、基金から充当せざるを得なかったためであります。

この間、保険税の見直しについては令和元年度から検討してきたものの、新型コロナウイルス感染症の影響により、被保険者の社会的・経済的な打撃が大きく、改正を見送ってまいりました。しかし、令和3年度の医療費の伸びが近年になく大きいことや、次年度以降の保険税収入の伸びが期待できないことから、本議会において税条例の改正案を上程させていただいております。

今後も、国民健康保険制度の運営に当たっては、保健事業の推進により医療費の抑制に努めながら、医療費の伸びや税収等の状況を毎年把握、検討し、健全な国保運営に努めてまいります。

次に、SDGsの推進について。

SDGsの具体的な行動例を示し、実効性を高める説明をについてであります。SDGsは平成27年の国連サミットにおいて採択された国際社会全体の共通開発目標であり、「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現を目指して、17の国際目標と169のターゲットで構成されております。

SDGsの提供する目標やターゲットは広範なものとなっておりますが、多くの点で住民の暮らしやすさや生活の豊かさを追求する地方自治体の取組と密接な関係があり、地方自治体の取組そのものがSDGsの達成につながるものと考えております。

今年度よりスタートしたかわにし未来ビジョン後期基本計画においては、目指す町の姿とSDGsの理念が共通するものであることから、SDGsの理念や考え方を意識しながら事業展開をしていくこととしており、後期基本計画に示す施策の方向性と関連するSDGsの目標を明示しながら、施策を具現化する主な取組をSDGsの具体的な行動例であると認識し、推進しているところであります。

また、SDGsに関しては、メディアなどで環境に関する側面が多く取り上げられる傾向にありますが、SDGsの17目標は、経済、社会、環境の3側面それぞれがバランスの取れた発展を目指すものであり、幅広くかつ概念的なところもあることから、本町の施策の一つ一つが住民の暮らしやすさ等につながることの説明を加えながら、分かりやすい取組となるよう努めてまいります。

ご質問にありましたカーボンニュートラルに関しては、目標7の「エネルギーをみんなに、

そしてクリーンに」に関連し、また、目標13の「気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる」につながる取組であり、町民、事業者とともに、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指し、取組を進めてまいります。

その第一歩として、今年度は本町に賦存する再生可能エネルギーの資源調査等を行い、来年度は本町全域を対象とした「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の策定を行う予定としており、町、町民、事業者がそれぞれに温暖化対策の取組を推進してまいりたいと考えております。

また、その他の具体例としては、本町は男女共同参画社会の実現を目指し、かわにし未来ビジョン後期基本計画の男女共同参画推進プロジェクトの行動計画として同アクションプランを取り組んでおり、本定例会に上程しております性別記載の見直しに関する関係条例の設定は、町としての具体的な実践行動となります。このことは、SDGsの目標5「ジェンダー平等を実現しよう」をはじめ、男女が共同して活力ある地域社会を築いていく目標に貢献するものであります。

次に、できる範囲で分かりやすい数値目標を設定すべきについてであります。さきに述べましたとおり、後期基本計画に示された各施策の主な取組そのものがSDGsの具体的な取組であると認識しており、その達成状況を評価、検証するための数値目標として、施策ごとに重要業績評価指数（KPI）を設定しております。この重要業績評価指数は、毎年度、事業の達成状況や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ行政評価における内部評価や外部評価等の意見を反映させながら、より適切で分かりやすい内容となるよう柔軟に見直してまいりたいと考えております。

次に、行政評価にもSDGsを活用すべきについてであります。後期基本計画においては施策ごとにSDGsとの関連性を明確にし、重要業績評価指数として数値目標を設定しております。

行政評価に関しては、外部評価をお願いしているまちづくり委員会から、「誰もができる」「分かりやすい」仕組みづくりが求められております。重要業績評価指数の設定は、事業目的や達成度をより分かりやすくするため数値化し、可視化することにつながりますので、内部評価のプロジェクト評価及び外部評価に活用してまいりたいと考えており、重要業績評価指数を行政評価に加えることで、客観的かつ効率的な評価となるよう努めてまいります。

以上、橋本欣一議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 橋本欣一君。

○9番 拙い質問に丁寧にお答えいただきまして、ありがとうございました。

私、この質問、財政について質問したというのは、2月補正の際に、財調残金が1.7%でしたか、標準財政のというふうになって、いよいよ1%台になって、これは大変なことだなという思いがあったということ。中心議題というか、質疑の中心である国保の基金についての、やっぱりこれも国保、以前からずっと私質問した経緯もありましたので、それが中心の質問なんですけれども、どうも行財政運営については、議員ももちろん理解しなければいけないんですけれども、やっぱり町民の方がなかなか財政指数について分からないという、あの数字はどうなんだという意見が結構あるわけなんです。これ、もう少し何か分かりやすい方法というか。当然、国の指針に従った数字を公表するというのは、行政側の責任ですから当然のことなんですけれども、これを何かもう少し分かりやすい方法に表現できないのかなと思っているんですけれども、財政、どうでしょうかね。

○議長 坂野財政課長。

○財政課長 ただいまご質問ありました財政的な指数の関係ですが、昨年9月議会でも2年度の決算状況によって算出しました財政指数を議会にご報告申し上げました。これは、議員おっしゃるとおり、国のほうで同じ基準に基づいて、結果を議会に報告するということで定められておまして、そのルールに基づいて報告をしたものでございます。

もっと町民の方に分かりやすくというようなことですが、ほかの団体との比較といえますか、川西町が近隣の市町あるいは全国的に比較して、どのような状況にあるのかというような見方をするとすれば、やはり同じ基準で算定し、その結果について比較することが重要であるというふうに考えてございます。

議員がおっしゃるとおり、町民の方に分かりやすくなれば、また別な方法といえますか、国のルールに基づいたものは議会のほうに報告し、また、町報などを用いて、上半期、下半期ごとの町の財政状況なども町報でお伝えをしておりますので、そういったところでももう少し分かりやすい表現などができるように、ちょっと検討をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長 橋本欣一君。

○9番 分かりやすく、見える化というのが、議会だよりのほうでもいろいろ考えたんですけども、とても私どもというか、私の頭では表現できなかったもんですから、ぜひ見える化、町民に分かりやすい数値化というものを目指していただきたいなと思いますので、ぜひ、お願いではおかしいんですけれども、すべきだと思います。

続いて、財政運営、やっぱり厳しくなれば、いろんな事業、施策がほぼほぼできるという、フルセットのという言い方でしたか、そういったことで全てを賄えるというようなことにはならないわけで、どこかで選択や、選択しなければいけないということで中止、あるいは廃止、延期、そんな言葉も出てくるわけなんですけれども、我々議員としては、住民サービス、やっぱり減らすべきじゃないというふうな指摘もするわけで、そのせめぎ合いというのがあるんでしょうけれども、行政側としては、例えば中止、廃止、延期というものの基準についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長 原田町長。

○町長 廃止、中止の基準はということではありますが、明確な基準は当然持ち得てないわけにありますけれども、平成16年当時は三位一体改革がありまして、交付税が大幅に減額になったり、大変厳しい財政状況がありまして、そのスタートについては、全ての事業をゼロベースで見直ししていくと、補助金や様々な事業もまずは一旦全てを棚卸しといたしますか、精査をさせていただいて、事業の厳選をさせていただいた経過があって、それこそ職員に手当のカットなどお願いしながら、身を切る改革をさせていただいてきた経過がございます。

そういったことを踏まえながら、今までやってきたわけでありまして、住民サービスを低下させないということは当然、我々としても大事にしていかなきゃいけないわけなんですけれども、全てフルセットで要望に応えられない状況は、当然、橋本議員からもいろんな要望いただいていますけれども、現実的に取り組めるものを選択せざるを得ないと。例えば、中学生までの医療費の無料化を18歳まで上げるということについても、かなり議論をさせていただいて引上げをしてきた経過がありますし、そのほかにも様々なサービスについて拡大してほしいという要望はあるものの、十分それに今の、持続性のあるといたしますか、継続した事業にするためにはしっかりとした財政基盤がなければ取り組めないわけでありまして、そういう意味では、どこまでいっても、住民サービスの向上というのは強く求められておりますので、そのことを踏まえながらも、将来的な負担というものを十分踏まえて判断をしているところでございます。

この答弁の中にも書かせていただきましたけれども、実施計画の策定の中で前年度の事業評価をし、その中で改善点なども指摘をいただいたりした内容を踏まえながら、また、町民の皆さんのご意見など、提案なども踏まえながら、実施計画の中でいろいろ議論をさせていただきながら判断をさせていただいておりますので、町民の皆さん、議員の皆さんのご意見を十分尊重させていただいて、事業の厳選を図っていくということでご理解賜りたいと思

ます。

○議長 橋本欣一君。

○9番 基準があると言われると、困ったなというふうに思う。逆に、私は基準があるかないかと聞いただけで、基準があってはやっぱり駄目だと思うんですね。ここにも表現があるんですけども、臨機応変に対応していくということが大事であって、基準があるとすれば、そこですぱっと切られても、事業遂行がストップということでも、我々としてはやっぱりやるべきだというふうな意見になるわけなので、これはやっぱり基準がなくていいのかなというふうに思うんですけども。

ただ、財政面から見れば、できるものでできないものというものを選ぶ必要があるので、そこはやっぱり町長の政治力、政治判断ということになるんでしょうけれども、政治判断の中で判断したものを町民に周知させる、理解してもらうという、お知らせするという、これはやっぱり非常に大事なことだと思うんですね。

昨日3月31日までであったのに、4月1日からはもうなくなってしまったんだよということでは困るわけで、事前の周到な周知の方法というものも必要だと思うので、ホームページやそんなことでもお知らせすることなんですけれども、なかなかホームページを読んだり、あるいは町報を読んだりする方がどのぐらいいるのかなというふうに思うんですね。何かこう、より伝わりやすいような方法というのはないものでしょうかね、どういうものでしょう。

○議長 原田町長。

○町長 議会広報が立派な成績を収められて、多くの町民の皆さんから支持をいただいているように、やはり手に取って読んでもらえるようなものにしていかなきゃいけないというふうに思いますし、以前、県の会議でも出されたんですが、県で子育て支援について様々なメニューがあると、こんなにきめ細かくやっているのかという一般の方から声があって、それがなかなか県民に伝わっていないと。その中で出たのが、特に若い人たちにとっては、SNSでいつでも検索できて、情報がすぐ入ってくるという、そういうリアルで見れるような状況をつくっていく必要があるなというような、意見交換をさせていただいた経過があります。

そういう意味で、より工夫をしながら、できるだけ発信力の高い情報発信もこれからしていかなきゃいけないなというふうに思います。

併せてでありますけれども、コロナのワクチン接種などについても、今回、県と一緒にチラシつくらせていただいて、それぞれの世帯に届けさせていただきましたけれども、これは



直接的に郵送なども貴重なツールだなというふうには思っておりますので、それこそ臨機応変に対処していきなさいいけないと思っております。

○議長 橋本欣一君。

○9番 情報量はあるわけなので、それを受け手がどういうふうを選び、どういうふうに見るかということがやっぱり必要ですけれども、必ず見てくださいよというぐらいの気があれば、やっぱりして、情報量も精査しながら、いい情報を大量にという表現はおかしいんでしょうけれども、多くしていただければ、目に止まるチャンスも多いのかなという、そんなちょっとあやふやな、どうも選択しかないのかなというような気がするんですけども、ぜひ情報量、伝わる情報、見やすい情報というものを目指していただきたいと、こう思います。

続いて、本題の財調につきまして、先ほど冒頭に申し上げたように、標準財政というものが1.7%になっちゃったということで、以前、平成17年に1.6%という数字があるようですけども、その後の交付金の配分等々で2.何がしまで上がったというふうにはお聞きしておるんですけども、標準財政規模の5%を目標としてまいりました。今後はどうするのでしょうか。

○議長 原田町長。

○町長 先ほどの繰り返しになるんですが、今、議員からご指摘いただいたように、平成17年には1.6%という数値になりました。今回、補正で措置されても2.7%までにしかありませんので。ただ、平成17年は決算ベースですので、今後、年度末を控え、出納閉鎖期5月いっぱいを見ながら、決算ベースでどこまで復活できるかというところで、財政調整基金が積み増しできるように対応していきたいと考えておまして、財政当局からすれば、5%まではいかなくても、それに近い数字まで上げることができるのかな、積み上げることができるのかなというふうに思っておりますし、雪対策などについて国の支援が強化されれば我々としてはありがたいと考えているところでございます。

○議長 橋本欣一君。

○9番 既に総務省からの指導的なもので、財調の5%最低でも積立てしなさいというような指導が以前はあったふうに聞かれましたけれども、今はその枠がなくなったという、自由にしなさいというふうなことなんでしょうけれども、町長としては、5%を目標にしながらも、財調を積み立てる目標のために事業活動を展開するわけじゃないもんですから、あくまでも名前のおとり、足りなければ足していく、余れば積んでいくという形になるんでしょうけれども、1.何パーセントではやっぱり我々としては不安で、どのぐらいあればいいというのは、

やっぱり町長としては持つべきじゃないかなと思うんですけども、どうなんでしょうね。

○議長 原田町長。

○町長 先ほどの答弁でもあるんですが、財調につきましては年度間の調整ということもありますし、補正対応などで必要な財源を、まず国からの補助事業などが入らない、その前に一般財源として財調を取り崩して充当するというようなやりくりをさせていただいております。

ですから、数字としては、それをやりくりができるには、まず目標の5%というのを目標にしながら、さらに上積みできれば、我々としても安心して対応できるということになります。特に、災害など不慮の災難が発生した場合に、柔軟に対応できるような財政調整基金の活用というのが求められているわけでありますので、そういう意味では、我々としては5%プラスアルファがやっぱり当面の目標として対応していく必要があるのかなと思っております。

○議長 橋本欣一君。

○9番 家計に例えれば、私なんか常に財布が空っぽなものですから、すかすかの生活なんですけれども、やっぱり多少1万円札が幾らかあれば、少し余裕があるのかなというふうな、そんな感覚なんだろうけれども、ぜひこの5%、どこかで上手に、その目的ではないんでしょうけれども、常に5%でというのは維持できるような、以前から議会としても要望なり指摘をしておるわけなので、この辺、ぜひ財政当局も、努力するといっても、その都度の調整なのでなかなかできない点はあるんですけども、目標を設定しながら維持していただきたいなと思います。

各種基金あるわけなんですけれども、特に国保の基金については、やっぱりもうすかすかだというような説明で、私は以前から、一般会計で援助すべきだというふうに、それで引下げをすべきだというふうな主張してまいりました。町長は、一般町民にとっては二重の保険料負担になるという表現もあったし、ペナルティーもあるということで、なかなかこれはできないよというふうな表現で、なかなか一般会計繰入れによる保険料の引下げというのはなかなかできなくて、それでも要望にお応えいただきながら、基金を取り崩しての保険料の維持というのを図っていただいたふうに私は思っておるんですけども、やっぱり当時は私、基金全部使ったらいいんじゃないかなという、そんな言い方もしたのをご記憶だと思うんですけども、それはできないという、一定のクッションが必要だというふうな表現だったわけなんですけれども。

今回、いよいよ基金もなく、しかも国の締めつけというか、保険者努力支援制度というの

があって、一般会計から入れないようにした自治体、あるいは保険料の収納率が高い市町村にはそれぞれ支援制度が、国費を出すというような制度があるそうなんですけれども、川西町はどんな状況なのでしょう、この努力支援制度というの、課長。

○議長 近住民課長。

○住民課長 ただいまの橋本議員のご質問にお答えいたします。

保険者努力支援制度につきましては、保険者としての努力を行う自治体に対して、適正かつ客観的な指標に基づいて交付金を交付することで、国民健康保険の財政基盤を強化するものでございます。医療費の適正化への取組や国民健康保険が抱える課題等を通じた保険者機能の役割がより発揮されるよう、平成30年度に新設されたものです。

本町につきましては、今年度、933万6,000円が特別交付金として県から交付されております。こちらは、先ほど議員からありましたように、収納率ですとか健康診査、それから保健指導の実施率などを基に算定に当たりまして、一般会計からの繰入れにつきましてはペナルティーということであるところでございます。

国保税につきましては、目的税でありますので、本町においてもこれまで同様、一般会計からの繰入れをせず、実施に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長 橋本欣一君。

○9番 交付金も入らなければ、ますます苦しくなるということなのでしょうけれども、もともとが県の一本化した時点で、私の意見ですけれども、県の納付金の目算が低過ぎたという、設定が低過ぎたんじゃないかなと私は思っているんですけれども、一時、保険料については引下げの時点もあったように記憶しておるんですけれども、こういった制度で、なかなか縛られているということで、一般会計難しいのかなというふうに思っているんですけれども、制度改正後、基金の保有額の目安というのはないということなんですけれども、やっぱりどうでしょう、以前からある、給付費の3か月分をというようなお考えはないでしょうかね。

○議長 原田町長。

○町長 先ほど橋本議員がおっしゃられたように、議員からは、基金を取り崩して保険料を下げろということ強くいただいております、我々としては安定した運営が必要だということでご理解を賜ってきたところであります。

ただ、平成30年に県一本化になることによって、財政基盤が安定して、医療給付については心配がなくなるだろうということもあり、また、基金が2億程度造成されましたので、その中で保険料を下げても対応できるのではないかとということで、平成30年度に保険料の見直

しをさせていただいたところであります。

先ほどありましたように、納付金が県から示されて支出するわけでありまして、その納付金の算定の基になるのが医療費の状況でございます。やはり、医療費が下がらないで、納付金が課題になれば、保険税だけではなくて、基金も取り崩して納付金を納めるということになりまして、結果としては、平成30年、31年と基金を取り崩しながら、ここ4年ほど納付金を納めてきた経過がございます。

ここは、コロナもあって、やはり被保険者の負担軽減をできるだけ抑えていこうということで、見守ってきたわけでありまして、やはり医療費が伸びが大きいと、予想以上に医療費の伸びが大きい状況が続いております、このことによって基金が将来的には枯渇するということが見えてまいりましたので、税の改正をさせていただきながら、安定した運営ができるように、ご理解を賜りたいということでもあります。

基金造成するという事になれば、当然、保険料で基金を造成していくしかないのでありまして、そのことについては、バランスのいい、また被保険者の負担が伴わないような、負担増にならないような対策を講じていかなきゃならないと考えております。

○議長 橋本欣一君。

○9番 質問の中でもいたしましたけれども、コロナ禍が終わった後、手術の再開や治療の再開、通院者の再開等々で医療費が増えるんじゃないかというような心配があるんですけども、その見込みというのはあるんでしょうかね。

○議長 原田町長。

○町長 コロナが発生して、当初は診療抑制があつて、また、手術とか検査がなかなか進まなくて、医療費が落ちるんじゃないかということで推移したわけでありまして、もう2年度、3年度を見ますと、ある意味、手術や、また健診なども対応されておりますので、そんなに大きな伸びといいますか、今の傾向が急激に変化するということではなくて、医療費が伸びる傾向は今後も継続される。ただ、それが大きく変化するというふうには予想はしていないところであります。

○議長 橋本欣一君。

○9番 いや、やっぱり負担が軽く、手厚い医療というのを目指すべきで、ここはどういったバランスを取るのかというのは、やっぱり難しいところだと思うんですね。国保というのは100%払わなきゃいけないと、社会保険の場合は事業者が半分負担しておるといふ、多少の負担軽減にはなっておるといふんですけども、やっぱり国保をそのまま払い続けるという

のも大変な状況だということは皆さんご承知だと思うので、この辺工夫しながら、基金造成という表現にすると、先ほどあったようなことになるんでしょうけれども、上手な運営してくださいという言い方も、またこれは変な言い方なんですけれども、保険料の引下げを図りながら手厚い医療というものを目指していつていただきたいと言うしか、私も言いようがないのかなと思っているんですけれども、ぜひその辺も心がけていただきたいと思います。

続いては、SDGsでございますけれども、SDGsもゼロカーボンも賦存量の調査やいろんな策定であるということで、質問するのが早いんだと言われればそれまでなのでしょうけれども、なかなか実行計画、アクションプランにまでつながっていないというのが現実だなと思っているんですけれども、いかがでしょうか。

○議長 原田町長。

○町長 SDGsというと、私の答弁の中でもしたんですが、目標が17ありますので、その17の目標を一つ一つ精査すると、地球温暖化だけではなくて、ほかの分野もあるということで答弁をさせていただきました。持続可能な開発目標というふうになると、どうしても環境問題ということが優先されるような形になりますけれども、誰一人取り残さないという意味では、貧困をなくすとか、あと男女共同参画であったりとか、いろんな分野で施策目標がありますので、そういったものを取り入れた後期基本計画にさせていただいております。

また、再エネの導入とか、またCO<sub>2</sub>削減について、具体的なアクションプランが示されていないということではありますが、その内容につきましては、令和4年度の区域編という形になるんですが、温暖化対策の実行計画の中で、事業者さんや町民の皆さんと一緒に会議を起こさせていただきながら、その目標値を立てさせていただいて、二酸化炭素排出抑制に向けた取組にしていきたいと思いますと考えているところであります。

○議長 橋本欣一君。

○9番 受入方法については様々あるんでしょうけれども、一時に比べればSDGsマークの使用が減ったんじゃないかなという私の印象なんですけれども、例えば性別記載の見直しに関する関係条例の云々というの概要書に、下のほうにSDGsのナンバーの何というロゴマークを入れながら、ぜひ意識してくださいというような方法も1つにはあるんじゃないかなと思うんですね。

正式な議案書にはマークがつけられるかつけられないかは分からないんですけれども、概要書なんかでも利用しながら、我々議員にも、職員の方にもSDGsを、ここ何番だねって、該当するんだねというのを意識するというのもやっぱり大事なんじゃないかなと思います

ので、事務量大変になるんでしょうけれども、やっぱり推進のためには意識づけというのが大事だと思います。ぜひ、これしていただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長 針生まちづくり課長。

○まちづくり課長 今、例を挙げてご指摘いただいたように、今回上程している案件もございましたけれども、そのような発想というのがちょっとなかったというか、公式な議案ということもございましたので、そのような発想もなかったところがございますが、今、前向きなというか、素晴らしいアイデアをいただきましたので、これからの事務、業務に生かしてまいりますと、このように思っております。よろしく願いいたします。

○議長 橋本欣一君。

○9番 やっぱり、できるところから、できる人はどんどんどんどんやっていったほうがいいんじゃないかなという提案でございますので、聞いていただいてありがとうございます。私も今思いついたんです、実は（笑）。そんなことで、どんどんどんどんやっぱり普及すべきだなというふうに思います。

続いては、行政評価でSDGsに適合させたような評価、KPIというものもあるんでしょうけれども、SDGsと合致したものになっておったのかなという、私あまり記憶にないんですけども、どうなんでしょう、合致したものになっていますか、今。

○議長 針生まちづくり課長。

○まちづくり課長 私の手元にも後期基本計画書ございまして、ちょうどSDGsのことが盛んに喧伝される、そういう状況の中でこの基本計画をまとめさせていただいたところございました。

その際は、特にSDGsの17の目標というのは、言ってみればゴール、持続可能な、我々が目指すべき方向性というか、そのゴールということでございますので、それと本町で進めている政策、施策というのが、皆さんが暮らしやすく、そして安心して暮らしていくという観点では、同じゴールを目指して事業等施策を展開していくわけですから、その一つ一つの道しるべとしては、達成度や到達度という意味で、数値目標をKPIという形でお示しをしたところがございます。それを毎年度、評価をさせていただきながら、この目標にぜひ近づけていく、このようなことに生かしていきたいと、このような考え方でございます。

○議長 橋本欣一君。

○9番 1つ抜けておりました。カーボンニュートラルについてですけども、2050年までにゼロにするということです。地球温暖化、もう危機的な状況なのかなと、こう思います。

2050年まで私は生きているのかいないのか分からないんですけれども、やっぱり子供たちによりよい環境、地球を残さなければいけないというふうに思っています。具体的に我々は何をすべきかということは、やっぱり示すべきだなというふうに思います。

昨日の新聞紙上で、「ゼロカーボン総力を挙げ」という県のアクションプランというような記事が載っていました。具体的には、やまがた健康住宅を何戸造る、あるいは全登録者数に占める次世代自動車の普及率を何パーセントに上げるというような、具体的な数字が上がっていました。ぜひ、この町内にある賦存する再生エネルギーの調査が終わった時点で、速やかに実行、目標設定しながらやりましようよという呼びかけ、そんなものをつくっていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長 遠藤政策推進課長。

○政策推進課長 ただいま議員からご指摘がありましたように、町民の皆さん、そして事業者の皆さんそれぞれが、自ら何をすればいいのかということをしっかり分かるような、そういう仕掛け・仕組みづくりが必要だというふうに思っています。

そういった意味では、先ほど来、町長の答弁にございましたが、3年度、本年度から、まず再生可能エネルギーが本町にどのぐらいあるのかという調査をし、その中で、今度は仕組みとして使えるのかどうかというところ、そういうものをしっかり洗い出しをしていくということで、再生可能エネルギーの目標をまず見いだすという作業を今しているところでございます。

同時に、地球温暖化対策の区域施策編と、その調査した結果を、今ご指摘あったように、何を、いつまで、どのようにということをしっかり町としてお示しをしていくと。このプロセスにあっては、当然いろんな意識の転換から仕組みの転換が必要になってきますので、十分に町民の方々、企業の皆さんと、説明をし意見交換をし、そして自分たちが何をすべきかということを見える化をしていくというようなところで、新年度はそういう作業を同時並行的に進めて、令和5年度からスタートを切っていくというような考え方で計画をまとめていきたいというふうに思っておりますので、議会からもたくさんのご意見、ご指導いただきながら進めてまいりたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

○議長 橋本欣一君。

○9番 できるだけ早く行動計画をつくって、我々が幾らでもできるような体制づくり、見本を示していただきたいと思います。

私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 橋本欣一君の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午後 3 時 20 分といたします。

(午後 3 時 0 3 分)

---

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3 時 2 0 分)

---

○議長 第 5 順位の 11 番高橋輝行君は質問席にお着きください。

第 5 順位、高橋輝行君。

( 1 1 番 高橋輝行君 登壇)

○ 1 1 番 皆さん、よろしくお願いを申し上げます。

ウクライナの問題でありますけれども、先ほど神村建二議員、さらに橋本欣一議員からもありましたけれども、これは非常に関心が高い話題というよりも、いわゆる注目されている内容であります。

私からも、2 人の議員同様、ウクライナへの侵略したロシア、いわゆるプーチン大統領に対して、私も断固抗議をするとともに、ロシア軍の完全撤退、強く求めていかなければならないというふうに考えておるところであります。

両議員からあったとおり、今議会中に川西議会としても何かしらの行動を起こさなければならぬのではないかとこのように思っておるところであります。

これでやめたいわけですが、町長ね、国際的ないわゆる決め事についての知識は深くはないわけですが、個人がですよ、個人が人の土地に行けば、これは不法侵入、罪ですよ。様々ないわゆる罰則等々があるわけです。

ところが、プーチン大統領が大統領という肩書の中でこうやれということになれば、これは侵略だったり、国益にかなわないと、そのために、いわゆる他国に攻めるんだ、あるいは攻撃をするんだと。こういう国際法上の様々なものもありますけれども、やはり長年、権力の座にね、原田町長ね、プーチン大統領の話ですよ (笑)。

長年やっぱりその職責に就きますと、その権力というものがなかなか、微妙にというか、よく作用すればいいんですけれども、これは言うなれば、長期政権の一つの冠たるものでなかったのかなというふうに思って、連日の報道を見ておるわけであります。



もうこれは完全撤退、様々ありますけれども、これは我々も微力ながら関心を持ち、行動を起こさなければならないと。原田町長も同じ考えのようでありますから、これについては何も、通告をしているわけでないので、前段申し上げておき、質問に入らせていただきたいと思います。

今回の議会は、先ほど同僚議員からありましたけれども、私なりにこの3月の予算議会を、令和4年度の、名前をつけるとするならば、キーワードは「数値目標」ということなのでないかというふうに思うわけであります。

私は、そういうものを念頭に置きながら、具体的にはメディカルタウンの関係を引用しながら、原田町長の考え方をお聞きをし、あわせて、小野教育長の教育長としてのお考え、町の教育行政についてお尋ねをするという内容であります。

朗読をもって質問の内容に入らせていただきますけれども、町長には、まずメディカルタウン整備事業というふうな名前をつけられまして今進められておるわけですが、この宅地分譲後の幼児あるいは児童の受入れというものについて当然出てくるわけでありまして、その内容について、それを念頭に置きながらお尋ね申し上げるわけです。

メディカルタウン整備事業費の総額というものは、改めてこの総額は幾らになるのかと。概算でいいんですけども、その内訳についてお尋ねを申し上げたい。最終的にはどれぐらいな総額になるのかということであります。

また、先ほど来ありましたけれども、この財源ですよ。これについてのお考えをお聞かせいただきたいと。

2番目は、メディカルタウンの整備に伴いまして、当然計画されておる宅地分譲の第1期分、これ17区画ということではありますが、これがこの秋にも始まろうとしておるわけであります。

計画によりますと、若者の定住促進と、そして2人以上の出生数を目指して定住、いわゆる人口増という、1世帯ご夫婦で2人、子供2人ということになれば4人というようなことで、そういうような計画のようであります。

さらに、第2期分、今申し上げたものは1期分とするならば、第2期分は80区画というのが予定されておるようでありまして、これを単純に人口増という計画で考えるならば、200人近い幼児・児童ということに人数的にはなるわけであります。

これらを受け入れる側の地区内ということになれば大塚というふうに考えれば、北斗幼稚園あるいは大塚小学校、規模的にどういうふうになるのか、大丈夫なのかなという内容であ

ります。

将来予測可能な課題は、今からその方向性を議論しておく必要は当然あるわけであり、前段申し上げた内容、これらは、町長は新制度になる総合教育会議等について、当然議論されておるのではないかというふうに思われるわけであり、今の内容について、総合教育会議との関係等についてご説明いただきながら、その受入体制についてお尋ねを申し上げます。

これを受けまして、教育長にお尋ねするわけですが、教育委員長と教育長を一本化した今の新制度、そして従来まで教育委員長、教育長という、これは旧制度というふうになるわけですが、この違いについて、改めて小野教育長にお尋ねを申し上げたいという内容です。

2番目は、新制度の中に、町長にも通告申し上げたとおり、総合教育会議というものが設定されておるわけでありまして、この内容について、教育長側からの、いわゆる説明もお願いをしたい、お尋ねをするわけであり、

その中で、先ほど申し上げましたメディカルタウン分譲後の幼児・児童の受入れの見通し等について、当然ご検討されておると思っておりますけれども、このことについて、小野教育長にお尋ねをするわけであり、

以上、町長と教育長に対して質問を通告したところであります。よろしくお尋ねを申し上げます。

○議長 町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 高橋輝行議員のご質問にお答えいたします。

初めに、宅地分譲後の幼児・児童の受入れ見通しについて、メディカルタウン整備事業費総額は幾らになりますかについてであります、メディカルタウン整備事業は、かわにし未来ビジョン（第5次川西町総合計画）及び川西町まち・ひと・しごと創生総合戦略において、公立置賜総合病院周辺の土地の利活用をリーディングプロジェクトとして位置づけ、平成28年度に公立置賜総合病院周辺整備基本計画・実施計画を策定し、公立置賜総合病院が置賜地域の中核医療施設として発展するための医療、住宅、商業等が融合した都市的機能を有するメディカルタウンの形成及びメディカルタウンへの定住人口の創出と交流人口の拡大を目標に設定し、その具現化に向けて整備事業に取り組んでいるところであります。

ご質問の整備事業費については、現在、第1次区域として開発に着手している医療施設、

商業エリア、住宅北側エリアに係る概算事業費は、町道整備に2億8,000万円、上水道整備に1,800万円、下水道整備に7,900万円、17区画を造成分譲する住宅北側エリアの整備に7,000万円、このほか測量等各種調査や誘致支援業務委託費として3,500万円を見込み、第1次区域の全体事業費は4億8,200万円と試算しているところであります。

次に、第2次区域につきましては、住宅南側エリアを予定しており、その全体事業費は計画全体の80区画のうち63区画を造成分譲する住宅南側エリアの整備に4億7,600万円、このうち町道整備に2億2,500万円、上水道整備に4,900万円、下水道整備に9,500万円、宅地分譲整備に1億700万円を見込んでおります。

また、公共エリアの整備は6億9,700万円、このうち用地取得、施設・造成設計、造成工事に1億6,100万円、施設建設に5億3,600万円を見込んでいるところでありますが、今後の施設整備計画の検討過程において精査を行ってまいります。

以上により、メディカルタウン整備事業費総額については、16億5,500万円と試算しているところであり、財源については社会資本整備総合交付金や、過疎対策事業債をはじめとした起債事業を充当するほか、国や県からの財源確保を図ってまいります。

また、メディカルタウンの整備につきましては、民間事業者も開発主体となり、官民共同で事業を推進しているところであります。

メディカルタウン整備事業は、定住人口の創出、交流人口の拡大、仕事づくりによる雇用の確保、経済活動の創出と活性化などによる経済効果が期待できます。

誘致支援業務委託先である山形銀行の直近の試算によりますと、整備後10年間で約55億円の経済効果が見込まれるとの報告を受けているところであり、本町の最大の課題である人口減少の克服を見据え、本町の強みである公立置賜総合病院と国道113号梨郷道路及び国道287号長井米沢バイパスの立地を生かし、メディカルタウンの整備推進を図ってまいります。

次に、北斗幼稚園、大塚小学校の受入れは大丈夫か、総合教育会議で議論されているかについてであります。メディカルタウン整備における住宅区域は、町内の人口流出及び町外からの定住人口の拡大を図る目的で開発を進めており、高度医療機関に隣接することから、子育て世代からシニア世代までが安心して暮らせるエリアとして、幅広く誘導を図ってまいりたいと考えております。

メディカルタウンからの通学を想定している大塚小学校につきましては、令和4年2月末現在の全児童数は89人であり、現校舎が完成した昭和63年度の全児童数242人と比較いたし

ましても、現施設で十分に対応できるものと考えているところであります。

また、北斗幼稚園については、定員90人としておりますが、同じく令和4年2月現在の園児数は36人であり、受入れ可能と考えております。さらに、幼児施設は民間施設もありますので、今後とも互いに情報共有を図りながら、適正に対応してまいります。

総合教育会議での議論につきましては、本職と教育委員会で課題等の共有化を図るとともに、子供たちが安心して教育を受けることができるよう、互いに共通認識に立ちながら協議しております。

メディカルタウン整備による教育環境の変化については、状況を十分把握した上で、協議してまいりたいと考えております。

以上、高橋輝行議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 小野庄士教育長。

(教育長 小野庄士君 登壇)

○教育長 高橋輝行議員のご質問にお答えします。

総合教育会議について、新教育長制度と旧制度の違いはについてではありますが、旧制度では教育委員会に教育委員長と教育長が併存していたため、責任者が分かりにくく、また、緊急時に迅速な対応ができる体制とする必要がありました。このことから、平成27年4月1日に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、それまでの教育委員長と教育長を一本化した新教育長が設置されたものであります。

これにより、新教育長が教育委員会を代表し、具体的な事務執行の責任者かつ事務局の指揮監督者となることにより、責任体制が明確化されるとともに、緊急時には自らの判断で教育委員会の会議を招集することで、迅速かつ柔軟な対応ができるようになったところであります。

次に、総合教育会議の内容はについてではありますが、同じく平成27年4月1日の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、全ての地方公共団体に首長と教育委員会で構成する総合教育会議が設置され、川西町教育等の振興に関する大綱の策定や、教育に関して重点的に講ずべき施策などを協議事項としているところであります。

令和2年3月に策定した第2期川西町教育等の振興に関する大綱については、まちを支え、まちづくりを担う「川西人」の育成を基本理念としながら、6つの基本目標を定めております。

1つは、個々の能力を育み、まちを支え社会で活躍できる「人財」の育成。2つは、人間

としての思いやりを持ち、コミュニケーション能力を持った人間形成。3つは、郷土に誇りを持ち、自然、歴史・文化そして地域の産業を大切にしようとする人間の育成。4つは、健やかな心と体を育み、明るく健康的な生活を営もうとする人間の育成。5つは、幅広い知識と教養を身につけ、主体的に社会に参画しようとする人間の育成。6つは、教職員が働きやすい学校教育環境の整備であります。これらを施策体系の柱としながら、教育等の振興に関する根本的な方針を定めているものであります。

また、年2回開催している総合教育会議では、年度初めに大綱のアクションプランで取り組む内容を確認し、年度末には実施状況を確認しながら評価を行っているところであります。

町長と教育委員会が総合教育会議での協議を通じて、互いに施策の方向性を共有しながら、連携して教育行政の推進を図っているところであります。

次に、メディカルタウン分譲後の幼児・児童の受入れの見通しの検討はなされたかについてであります。町長が答弁しましたとおり、幼児・児童数全体では、現在の北斗幼稚園並びに大塚小学校の施設で十分に受入れが可能であると見込んでいるところであります。

今後については、学年や学級で人数に偏りが生じることも考えられることから、出生数や児童数の推移を注視しながら、適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

以上、高橋輝行議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 暫時休憩いたします。

(午後 3時44分)

---

○議長 会議を再開いたします。

(午後 3時45分)

---

○議長 高橋輝行君。

○11番 再質問の時間を十分取っていただいて、ご配慮いただいてありがとうございます。

最初に、まず忘れないうちに、小野先生、平成24年からですか、10年間ということ。3期、長くお務めいただいた。教育長にお尋ねする機会があるかどうか分からないので、ここで私から、心からご苦労さまというふうに申し上げながら、感謝も申し上げたいというふうに思っています。

正直、真面目に議論しているわけなんですけれども、ご退任ということになりますか。小野先生の顔ですね、あるいは考え方というものを、この10年の中で総括された内容のごく一

部を、この一般質問の中でご発表していただければなという思いもありましてね。町長に対する質問というよりも、小野教育長に対してお尋ねしておきたいというふうに思ったのであります。

それには、先ほど申し上げた、まず最初に、そういうふうに心から、10年間、重ねてお礼を申し上げたいわけですが、その中で、まず町長にお聞きしますが、新制度の、まあ、教育長でいいかな、総合教育会議という言葉がありますよね。これは一番重いんですね、新制度。これは、町長が招集をして、教育長もメンバー、教育委員もメンバーという、総合教育会議。

これ、なかなか私も耳慣れない会議でしたけれども、改めてこの新制度を読み返しますと、これはどの範囲までお話しする、話題になるわけですか。例えば、これからの将来の学校のあるべき姿とか、あるいは予算づけのみならず、様々な問題、細かい問題もあろうかと思えますけれども、10年の中で、途中からですけれども、小野教育長は旧制度と新制度の両方ご経験されているわけなので、先ほど旧制度は分かりづらいというお話しありましたけれども、小野教育長から見て、その中で新制度の総合教育会議、こういったことを町長を交えて話をする協議の場なんですか。

○議長 教育長小野庄士君。

○教育長 自分として、10年ということでありましたが、今ご紹介ありましたように、旧制度で4年間、それから新制度になって2期6年というふうなことで、合わせて10年というふうなことでございます。

教育委員会制度というのは、戦後間もなくできた制度でございまして、最初は、町議会と同様に、選挙で教育委員が選ばれ、そこで話がなされというふうな経過をとっております。これは、政治と教育が一緒になったのではという戦前の反省の中で生まれた、完全に分けて考えていくというふうなことかと思えます。

例えば、給与については、教員の場合は国と県と合わせて持っております。町からは教職員の給与は出ていません。ですが、戦前はそういうふうなことがなかったもので、出ております。という具合で、教職員の様々な権利とか、あるいは何というんですかね、労働条件とかそういったところについては、任命権者というふうなことで県が握っているというふうなところでございます。給与も当然、昇給なども退職金も、全部そういうふうな仕組みから出てきております。

そういうふうな経緯の中で、実は新教育制度ができてくる経過がありますが、要するに教育界の常識が世間の非常識だと、そんなふうに問われるときがありました。大津の話とか、

あるいは静岡の話とか、開いてみれば分かるのでありますが、例えば全国学力・学習状況調査というのが今、小学生、中学生にきちっと全員が、悉皆で受けているというふうなことで、それをもって日本の教育はどうかと、質はどうかかなんていうふうなことが問われているわけでありまして、そういった情報というものを、ある県の知事さんは、学校順に全部平均点が出ているんだから開示しろというふうな話になりました。

一方、教育庁サイドでは、上位のほうはよしとしても、下位のところは、早く言えば教育の質が問われている、あるいは特定されると子供の、どのような方が何点取ったかなんて特定されるなんていうふうなこともありまして、それはできないというふうな議論がありまして、その中で、どういうふうに判断していくのかなんていうふうな課題とか、あるいは二足わらじのような形にもなっておりますので、このたびのコロナ感染に関わっても、県の方針と、それから町の方針と、細かいところでは違ってくるわけでありまして、その辺のところの相違というか、そういったところをきちんと把握した上で話合いがきちんと行われる中で、スムーズな教育がなされると、そういうふうな1つの仕組み、それをつくっているのが総合教育会議だと、そんなふうに認識しておりますし、それが有効に働くことで町全体の教育の安定性といいますか、教育の保障といいますか、そういったものが担保できるんじゃないかなど、そんなふうに考えているところです。

以上です。

○議長 高橋輝行君。

○11番 小野教育長、どうもありがとうございました。

なんぼ時間があるといいましても（笑）、やんばいにひとつまとめていかなければ、先生の時間だけでも1時間じゃ足りないと思いますので。

それで、こういうものは総合教育会議の話題になるのかと、具体的な話なんですけれども、例えば統廃合の問題ですよね。こういうものは総合教育会議の中でも話題にはなっていくんですか。

○議長 教育長小野庄士君。

○教育長 当然なっています。

○議長 高橋輝行君。

○11番 教育長ね、そこなんですけれども、メディカルタウンで一生懸命やっていただいていますわね。山形銀行さんが言うんだから、これは保証してもらわなければならないけれども、10年間で55億と、これは山形銀行が言うわけだから、これはやっていただけるものと思いま

す。町長が替わっても、私が議員でなくても、55億ね、これは数字を出しているわけですから。

統廃合はそういうことになるのであれば、小野先生、今、教育長というふうに申し上げますけれども、この統廃合については、平成18年と27年出ておるわけですがけれども、27年というのは、令和となかなか平成と使い分けをしますとなかなか面倒なんで、分かりやすく言えば、平成27年というのは2015年ですよ、15年。15年1月に再編計画を出されているわけ。

教育長、先ほど申し上げましたとおり、24年に、旧法ですがけれども、そのとき教育長だったんですよ。当然27年（2015年）、今2022年ですか、そのときに出されている。この計画との因果関係というのは、ちょっとどういうものなのかなというふうに思うんですけども、そういうご検討はなさらなかったんですか。

○議長 教育長小野庄士君。

○教育長 じゃあ、簡単に申し上げます。

平成27年1月の再編に関わりまして、教育委員会として計画をつくらせていただきました。その中をよく読んでいただきますと、県と……

○11番 議長、内容にいく前に、あったかなかったか、時間あるからそこだけで。

○教育長 教育会議の中で今、教育会議ができてから話をしたことはありません。

○議長 高橋輝行君。

○11番 いや、教育長ね、新制度になって総合教育会議というものが、これは法的にですか、2回、我々の定例議会のごとく、いわゆる体系化されていると。

その中で、私今聞いたでしょう。統廃合のことについては当然、総合教育会議の中で話題になるのかというふうに聞いたら、今、教育長は当然なると。ところが、そういう話題は今まで1回もしてこなかったと、こういうことですか。

○議長 教育長小野庄士君。

○教育長 先ほども申しましたように、具体的な話はしておりません。

○議長 高橋輝行君。

○11番 教育長ね、おかしい話じゃないんですか、これ。私はね、ご退任される小野教育長を責めるんじゃないよ、テレビも入っていますからね、様々な方が見ているので、輝行何言っているんだというようなことでは困るので、私はですね、新しい、今度、小林さん、教育長、決定したわけなんで。

これ、進める場合にですよ、統廃合のことは当然、少子化の中で出てくると。新しい教育



長にですよ、新制度、そして権限も、いわゆる旧制度と違って、大きな権限出てくる。そこにどっとですよ、いかなる優秀な新教育長でも大変なことでないかなというふうに思ったのですね。今、ちょうどメディカルも大体目安が出た。当然そこから幼児、あるいは児童というのが出てくる、当たり前であります。

そういう中で、総合教育会議の中で、新制度になって何年になりますか。

○議長 教育長小野庄士君。

○教育長 6年になります。

○議長 高橋輝行君。

○11番 その6年の中で、1回も、2015年（平成27年）に出しておる、教育長がですよ、出しておる答申の内容について、町長を交えて1回も話を出さなかったと。これは、ちょっと厳しい言い方をすれば、そのお仕事について、ちょっと厳しく言っちゃうけれども、職務怠慢だった。職務が怠慢だったのでないかというふうに言わざるを得なくなるんですけども、1回も統廃合について、2015年に出しておる内容については、総合会議では1回も話題に出さなかったんですか、もう一回お尋ね申し上げたい。

○議長 教育長小野庄士君。

○教育長 はい。具体的には出しておりません。

○議長 高橋輝行君。

○11番 これ通告しておりますから、2015年の内容も当然お持ちだと思っておりますけれども、ここの中にですよ、明確に、町長ね、あなたも答申を受けたわけですから、今、小野教育長に聞いておりますけれども、人ごとないですよ。新制度になって、あなたがこの会議の招集者ですから。そこに諮問もされない、話もされない。ところが、2015年の、おおむね10年以内に小学校を4校ないし5校にすると、書いているんですよ、これ。

この10年以内というのは、令和でいうと7年ですよ。今、4年になりますから、まだ時間があるといえはるよね。しかし、先ほどの大塚小学校と北斗幼稚園について、今、そのかなり強い言葉で心配ないと申されましたけれども、いわゆる統廃合の関係について全然議論もされないで、そしてメディカル、メディカル、15億、16億という投資をしてですよ。将来の見通しというのは、これはちょっとおかしな話だなというふうに思うんです。

この内容、覚えてらっしゃるでしょうこれ、10年以内という。そして、後段にはですよ、18年の案も視野に入れてと。この18年というのは、吉島小学校と小松小学校を2つにするという、これが18年の、答申はしなかったんですよ、諮問は。諮問は、あのとき佐藤富

士雄先生だったんです。いずれ諮問関係は別として。

そういう非常に、この作文をもう一回読み返して、答申をですよ。分かりづらいんです。これはですね、教育長、まだ何日かありますので、整理していただきたいんですよ。当然整理されていると思うので、お尋ね申し上げます。

○議長 教育長小野庄士君。

○教育長 ご指摘いただきました。今お読みになっているその後に、一言で言うと、地域や保護者から検討の要請があり、合意を得た小学校は次年度から検討に入るというふうに書かれております。結局、それぞれの地区において、小学校のメリット、デメリットについてはもう既にご理解をいただいていると。その中で、ボールはこちらからそれぞれの地区に投げております。

それぞれの地区では、様々なご意見がある中で、合意形成を図りながらというふうな中で、まだ時間があります。水面下で動いている話もお聞きしております。要するに、川西町教育として、これまで反対運動というのたくさん起きてきました。そういうふうな非常に厳しい対応というのは、今後はあっちゃならないなというふうなことから、啐啄同時といいますかね、ひなが殻をつつき、親が殻をつついて生まれてくる、そんなふうな合意形成ができたならなど、そんなふうにしておりまして、まだ時間がありますし、恐らく議員が心配なされているようなことにはならないと、そんなふうにしております。

○議長 高橋輝行君。

○11番 小野教育長言うとおりの、心配するような内容でなければいいんですけども、これはつじつまが合わないでしょう。小松小学校と吉島小学校にしているというものをしないで、そして実態に合った、いわゆる改編もしていない。そのまま、方向づけもしないで、そして地域の理解ということの言葉で、いわゆる宿題を残していくとすれば、これは困りますよ。どうですか。

○議長 教育長小野庄士君。

○教育長 もう一つ、文部科学省から、我々がちょうど計画を出した同じ月にガイドラインが出ております。実は、文科省のそのガイドラインの内容については、それが諮問されたときから文科省内で何度か検討委員会が行われています。それを十分こちらのほうで吸収して、そしてつくった計画でありますので、県民・町民の方々に理解の得られないような、そういうルールを敷いたわけではありませぬので、そこをご理解いただければと。

○議長 高橋輝行君。

○11番 教育長ね、1つのばはっとした話でなくてですよ。数字を今度お話しさせていただきますよね。例えば、6校ありますよね、今ね、小学校。小学校の話ですよ。それで、大塚小学校は85人ですよ、頂いている資料ではね。そうでしょう、課長。計数の確認。

○議長 安部教育文化課長。

○教育文化課長 大塚小学校につきましては、現在85名の児童が在籍しているところでございます。

○議長 高橋輝行君。

○11番 玉庭小学校についてお聞かせください。

○議長 安部教育文化課長。

○教育文化課長 玉庭小学校につきましては、14名の児童が在籍しているところでございます。

○議長 高橋輝行君。

○11番 各学年の人数教えて。

○議長 安部教育文化課長。

○教育文化課長 玉庭小学校につきましては、1学年1人、2学年3人、3学年がゼロ、4学年が3名、5学年が3名、6学年が4名の合計14名でございます。

○議長 高橋輝行君。

○11番 教育長、この数字を聞いてですよ、地域に学校を残すこと、これ私も反対しませんよ。しかし、この数字についてどういうご感想持ちますか、複式ですよ、これ。文科省は複式を奨励しているんですか。否定もしていないけれども、奨励もしていないでしょう、どういう解釈でいいの、複式でしょう、複式でしょう。

○議長 教育長小野庄士君。

○教育長 完全複式であります。

○議長 高橋輝行君。

○11番 それどう思われます。複式解消しなきゃならないでしょう。1人ですよ、1人。競争もへったくれもないでしょう、1人じゃ。こういう内容は、総合教育会議の、いわゆる話題にしようと思えばできると思うんですけども、どうなんですか。そのことだけお尋ねします。

○議長 教育長小野庄士君。

○教育長 このことについては、既にルールが敷かれておりますので、やろうと思えばできます。

- 議長 高橋輝行君。
- 11番 発表できないんですか、そのルール。
- 議長 教育長小野庄士君。
- 教育長 レールについては、先ほどから出ております平成27年1月の川西町立小学校再編整備計画の中に書かれております。
- 議長 高橋輝行君。
- 11番 書かれている内容を、ご発表ください。
- 議長 教育長小野庄士君。
- 教育長 地域や保護者、PTAから検討の要請があり、その合意を得た小学校は次年度から検討に入るというルールを敷いております。
- 議長 高橋輝行君。
- 11番 合意を受けるでなくて、いわゆる国益という言葉があるとなれば、全く冒頭で申し上げたウクライナの問題、国益でしょう。誰考えてもちょっと、理屈のとおらない国益で今、ロシアはやっているようですけれども、原田さんも長期政権ですから、そんなに乱暴なやり方はしないと思うんですけれども。
- 今、教育長おっしゃったそのルールで、どうなるんですか、そうすると。今、1人でしょう。1人という学年もあるわけですよ。しかも、3年生がいない。こういうものについて、やっぱり当然どうするかということは話題になるわけでしょう、総合教育会議で。
- 議長 教育長小野庄士君。
- 教育長 先ほどから申し上げているように、話題にしようと思えば話題にできるということでもあります。
- 議長 高橋輝行君。
- 11番 何言っているんですか、先生。話題にしようと思えばできるんでなくて、話題にしてですよ、あるべき姿ですね、教育の。子供らの立場に立ちながら、これをするのが新法であり、権限も大きくなった中で、やるべき仕事が、教育長、あなたの仕事なんでないんですか。小野さん個人でなくて、教育長として。そこだけお尋ね申し上げます。
- 議長 教育長小野庄士君。
- 教育長 仕事の一つです。
- 議長 高橋輝行君。
- 11番 仕事の一つって、一番大事な、つまり話題が、町長ね、人ごとでないよ。原田さん

に聞きましょう。総合教育会議、今申し上げた統廃合について、当然話題になる大事な話なんだと。1回も話してこなかったと。あなたがこの会議の招集者ですから、それを指示するという、検討しろという指示は1回もしてこなかったんですか、小野教育長に。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 先ほど小野教育長が答えられました平成27年1月に教育委員会から、町立小学校再編整備計画という進め方についてはあって、それに該当する形で東沢小学校、高山小学校、玉庭小学校で2年間かけて議論をされて、玉庭小学校については当面再編は行わないという答申をいただいて、そこで時間が経過しているということでありまして、玉庭の意思が表明されたというふうに受け止めております。

東沢小学校、高山小学校の再編については、教育委員会から、総合教育会議で進捗状況は報告をいただいております。

○議長 高橋輝行君。

○11番 教育長は、1回も話題にしなかったと、あなたは進捗状況が話題になったと。どちらが本当なんですか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 私の資料の中では、総合教育会議の中で進捗状況の報告をいただいております。

○議長 高橋輝行君。

○11番 事務方ちょっと聞きますよ、これ。新制度は旧制度以上に公開をし、そして見える化ということが先ほど来ありましたけれども、そういうふうになると、しなさいという、開かれた新制度ですよ。これ、その会議の内容について公開できますか。

○議長 事務方でいいですか。

○11番 事務方ですよ。

○議長 安部教育文化課長。

○教育文化課長 総合教育会議の内容につきましては、公開することが可能でございますので、お見せすることはできます。

○議長 高橋輝行君。

○11番 総合教育会議の内容は、資料請求をすれば、情報公開の制度に基づいてすればということなんですか。議員である特権を生かしてじゃないけれども、いわゆる文書で資料請求、この範囲でできるんですか、どちらなんですか。

○議長 安部教育文化課長。

○教育文化課長 議員だからということではなく、一般の方でも公開することは可能でございます。

○議長 高橋輝行君。

○11番 いやいや、その会議の、今、原田町長は、私ほうを言っているんでないかというふうに申し上げざるを得ないんですよ、過去にもありましたからね。選挙に4回出て、出ねえと言ったの、また出るんだなんて、女房にも言っていないという、ちょっと不穏当な発言でごめんなさいね。

だから、私のメモにはあると、統廃合について。ところが、教育長は、それは1回も話題にしなかったと、だから、どちらが正解なんですかと、こういう質問なんです。

○議長 教育長小野庄士君。

○教育長 統廃合のことについては話をしませんでした、進捗状況について、統廃合が進んでいく中での進捗状況については話がありました。簡単と言うから、簡単にお応え申し上げたところであります（笑）。

○議長 高橋輝行君。

○11番 ご退職されるので、あんまりそれ以上はね、ちょっとキレちゃうと問題になるから、やめますけれども。その会議、とにかくなくなってないんですな。それで、全て宿題を先送りですよ、教育長。

統廃合、玉庭の関係、先ほど申されましたけれども、私、過去に小野教育長に質問したことあるんですけども、複式関係で。文科省はいいと言っていないわけですから、解消しよう。ところが、あなたはね、答弁の中で、複式のいわゆるそういう中で育った子供、総理大臣までした人いるんだと。そういう、俺から言わせれば、ふざけたですね、文科省がですよ、複式は解消しなさいという1つの目標、指導されているものを受け入れる現職の教育長としていかなものかという、話にならないという印象を持って今もおるんですけども、最後にですよ、ご退職なされる前に、すばったいですね、もう少しその、最後に地域の意向を聞きながらということではなくて、川西町のあるべき姿はこうなんだということをお話をできないんですか。

○議長 教育長小野庄士君。

○教育長 国でどんなふうを考えているかというのを紹介したいと思います。

行政が一方的に進める性格のものではない……

（いい、それは要らない。議長、要らない。質問者が要らないと言って

いるんだ。国のことでなくて、町のことを言っているの、議長)

○教育長 町では、学校教育の受益者である児童……

(川西町のですよ。川西町の)

○教育長 だから、言います、今。

○議長 暫時休憩いたします。

(午後 4時18分)

---

○議長 再開いたします。

(午後 4時18分)

---

○議長 教育長小野庄士君。

○教育長 私としての考え方というふうなことでありますので、国のガイドラインに沿った話でまとめさせていただきます。

行政が一方向的に進める性格のものではない。各市町村、ここは川西町と読み替えても結構であります。学校が持つ多様な様々な働きに留意し、学校教育の受益者である児童・生徒の保護者や将来の受益者である就学前の子供の保護者の声を重視しつつ、地域住民の十分な理解と協力を得るなど、地域と共にある学校づくりの視点を踏まえた丁寧な議論を行うことが望まれます。これは、国の考えでもあり、私の考えでもあります。

○議長 高橋輝行君。

○11番 質問の仕方がちょっと間違っただけかな、質問の仕方が教育長に対して。あなたの考え方と言ったから、あなたの考え方申されたんでしょうけれども。いわゆる私はですよ、教育長の考え方っていうふうに申し上げたベースがですよ、平成27年の計画、そして10年後と、重要なものについて何も手もつけずにですよ、総合教育会議の話題にもしなかったと。そして、原田さんも平然としているんですよ、人ごとでないですよ。

そういう因果関係の中で、大塚小学校と北斗幼稚園どうなるんだということです。これずうっとですよ。平成27年の計画の統廃合の関係が変更になってくるわけですか。メディカルタウンが、パイがどんだん計画どおり、山形銀行が言っている55億の経済効果が10年ですよ。10年で55億の経済効果ですからね、何を指して経済効果というのは、まだ議論する場面が出てくると思いますけれどもね。これどうなるんですかそういう関係は、簡単に。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 27年の協議をする機会というきっかけを、先ほどあった複式学級が発生した場合にどうあるべきかということの議論を学校や地域ですると、そのルールをつくっていただいたわけでありまして、大塚小学校でそのような状況が生まれれば、また議論をしていかなきゃいけないというふうに考えております。

○議長 高橋輝行君。

○11番 大塚ということで通告して、大塚のことを聞いておりますけれども、ベースは全体計画だということを先ほどから申し上げているでしょう。その中の玉庭の小学校については、先ほど来の級数でしょう。もう複式が発生している。教育長は純然たる複式だと、胸を張って複式だと言う教育長も、ちょっと全国でも珍しいと思いますけれども、そういうような宿題をですね、小野教育長、新しい小林教育長にですよ、全部、大きな宿題を預けていって、ご退官されるというか、ご退任というか、そういうことでなく、ご期待申し上げたいわけで、期待というよりも当然でしょう。お答えください、簡単に。

○議長 教育長小野庄士君。

○教育長 それぞれの地区にボールは投げておりますので、そのボールが返ってくるだろうと、そんなふうに予測しておりますので、議員が心配なされないような中で進むと思われま。以上です。

○議長 高橋輝行君の一般質問は終了いたしました。

以上で、本日予定いたしました一般質問を終わります。

---

#### ◎散会の宣告

○議長 これをもって本日の会議を散会いたします。

誠にご苦労さまでした。

(午後 4時23分)